令和5年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和5年第3回定例会記録

	おいらせ町議会 令和5年第3回定例会記録					
招集年月日	令和5年9月5日	(火)				
招集の場所	おいらせ町役場本月	宁舎議場				
開会	令和5年9月5日	午前10	時00分	議長宣告		
散会	令和5年9月5日	午後 3	時16分	議長宣告		
	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名
	1番 小	向 幸	祐	2番	大 浦 陽	子
	3番 小	笠原 伸	也	4番 ?	尺 尾 宏	之
	5番 柏	﨑	勉	6番 4	左々木	勝
応 招 議 員	7番 澤	上	訓	8番 🧦	木 村 忠	<u> </u>
	9番 田	中正	-	10番	日野口 和	子
	11番 平	野 敏	彦	12番	台 山	忠
	13番 川	口弘	治	14番 [西館 芳	信
	15番 吉	村敏	文	16番 ***	公 林 義	光
不応招議員	なし					
出席議員	16名					
欠 席 議 員						
	職名	氏	名	職名	氏	名
	町 長	成 田	隆	副 町 县	小向	仁 生
	総 務 課 長	成田	光寿	政 策 推 進 課 县	柏崎	勝徳
	財政管財課長	岡本	啓 一	まちづくり防災課長	田中	淳 也
	税 務 課 長	久保田	優 治	町 民 課 县	松山	公 士
地方自治法第 121条の規定	保健こども課長	鈴木	政 康	介護福祉課長	澤頭	則 光
により説明の	農林水産課長	西舘	道幸	商工観光課長	柏崎	和紀
ため出席した 者の職氏名	地域整備課長	桒 嶋	泰幸	会 計 管 理 者	小 向	正志
	病院事務長	田中	貴 重	教育委員会教育县	松林	義一
	学 務 課 長	福田	輝雄	社会教育・体育課長	三 村	俊介
	選挙管理委員会委員長	田中	直喜	選挙管理委員会事務局長	€ 成 田	光寿
	農業委員会会長	松林	勝智	農業委員会事務局長	西舘	道幸
	監 査 委 員	木 村	忠一	監査委員事務局長	佐々木	拓仁

本会議に職務のため出席し	事	務 局	長	佐々木 拓 仁 事 務 局 次 長 木 村 英 樹
た者の職氏名	事	務局主	幹	原本愁子
	1	報告第 4	1号	専決処分の報告について(自動車破損に係る損害賠償の額の決定 について)
	2	報告第 5	5 号	専決処分の報告について(自動車破損に係る損害賠償の額の決定 について)
	3	報告第 6	5 号	令和4年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告について
	4	議案第37	7 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例について
	5	議案第38	3号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について
	6	議案第39) 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について
	7	議案第40) 号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について
	8	議案第41	号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算 (第2号) について
	9	議案第42	2号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について
	10	議案第43	3号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
町長提出	11	議案第44	1 号	令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) について
議案の題目	12	議案第45	5 号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1 号)について
	13	議案第46	5 号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ いて
	14	議案第47	7 号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
	15	議案第48	3号	令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)について
	16	認定第 1	号	令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	17	認定第 2	2 号	令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について
	18	認定第 3	3 号	令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について
	19	認定第 4	1号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について
	20	認定第 5	5号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について
	21	認定第 6	5 号	令和4年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て
	22	認定第 7	7 号	令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について
	23	認定第 8	3号	令和4年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

	24 報告第 7号	・ 令和4年度おい	らせ町健全化判	断比率及び資金	金不足比率について
町長提出					
議案の題目					
	1 委員会の閉会	:中の継続調査申出 	について (議会)	運営委員会、総 	総務文教常任委員会)
議員提出					
議案の題目					
開議	午前10時0				
議事日程		の議事日程を次の			
	議長は、会議	録署名議員に次の			
会議録署名	7	番澤	上	訓	議員
議員の指名					
	8	番木	: 木寸	忠一	議員
	議	案 の		過	
日 程	発 言 者	多	答言 者	の要	旨 ————————————————————————————————————
			, ,		
	事務局長	おはようござい		#5 To . To	
	(佐々木拓仁君)		ナので、ご起立 原	貝います。	
		礼。	`		
		ご着席ください	10		
		議場内の皆様に	こお願い申し上げ	げます。	
		議場内では携	帯電話等の電源を	と切るか、マナ	ーモードに設定くだ

		ナフトない原介いたしナナ
		さるようお願いいたします。
A -24 D L	In 11 -24 F	
会議成立	松林議長	おはようございます。
開会宣言		ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますの
		で、直ちに本日の会議を開きます。
		(開会時刻 午前10時00分)
	松林議長	15番、吉村敏文議員は遅れてくるとの連絡がありました。
		また、柏崎堅一代表監査委員は、本日所用のため、欠席との申し
		出がありましたので、ご報告いたします。
議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
	松林議長	日程第1、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたし
		ます。
		当局の説明を求めます。
		総務課長。
当局の説明	総務課長	おはようございます。
	(成田光寿君)	それでは、報告第4号について、ご説明申し上げます。
		議案書5ページから7ページをご覧ください。
		本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定す
		ることについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の
		 専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る6月2
		1日付で専決処分を行ったものであります。
		概要でありますが、本年5月20日午後2時頃、おいらせ町若葉
		三丁目地内の町道において、当町在住者の運転車両が走行中、道路
		に生じた亀裂のアスファルト破片が飛び上がり、右後輪のタイヤと
		に生した電表のアスクテルド級月が飛び上がり、石板輪のタイドと
		また、損害賠償額は7万6,010円で、本年6月21日に示談
		が成立しており、町の過失割合は100%でありました。
		以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。

		これから質疑を行います。質疑、ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。
		以上で報告第4号を終わります。
		日程第2、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたし
		ます。
		当局の説明を求めます。
		総務課長。
当局の説明	総務課長	それでは、報告第5号について、ご説明申し上げます。
	(成田光寿君)	議案書8ページから10ページをご覧ください。
		本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定す
		 ることについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の
		専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る8月4
		日付で専決処分を行ったものであります。
		概要でありますが、本年6月16日午後1時半頃、おいらせ町彦
		七川原地内の町道において、当町在住者の運転車両が走行中、道路
		に生じた穴で、左後輪のタイヤを破損させたものであります。
		損害賠償額は6,600円で、本年8月4日に示談が成立してお
		り、町の過失割合は50%でありました。
		以上で説明を終わります。
	1) 11 -24 F	ZV [F] 1046 1 10 1 1 1
	松林議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。質疑、ございませんか。
		12番。
質疑	12番	この専決処分については、別に異論はないのですけども、道路の
	(楢山 忠君)	維持管理が大変だろうなと思うのですよね。 そういうことを考える
		と、どうでしょうか。郵便局さんと連携して、配達員の人たちから
		情報を得て、それを早いうちに対応、穴が開いているとことか、そ
		ういうところを対応するということを考えるのも1つではないか
		なとも思うのですけれどもいかがですか。
	松林議長	地域整備課長。

答弁	地域整備課長(桒嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 楢山議員ご指摘のご意見、ごもっともだと思っておりました。町では、既に町の郵便局と協定を結んで、配達員からの情報提供ということで、穴等情報提供いただいているところであります。 ちなみに、令和3年度の件数ですが9件、令和4年度、昨年から 穴等による強化をしてまいりましたが、郵便局からの情報提供は7 4件で、本年、昨日現在ですけども、昨日現在で45件ということ で、多数の情報提供いただいていますので、担当課としましては、 それをもとに、町の穴埋め早急に対応しております。
		以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (楢山 忠君) 松林議長	いいです。 14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	先ほど総務課長が4号については、町の過失が100%だと。そして、こちらについは50%と明確に示しました。 この過失ですけど、これは交通事故ではないですよね。そしてまた、交通事故の保険でもって処理されるような案件でもない。町では、実務的には、包括的な保険があって、その中の分野の1つとして扱っているということだと思うのですが、本来、事故というのは、法的な根拠は、処理するのは国賠法ですよね。国賠法の2条、公の施設そのものの、あるいは管理上の瑕疵があった場合ということで、それによって賠償されるものということで、私の頭の中だと、2条については、過失の要件というのは、そんなに論議されるべきものではないと。なぜかというと、過失責任をうたっているからということになる。だけれど、それを100、50というのは、それはいいのですよ。実際、教えてほしいのは、実務上、保険屋さんがこれを決めるのか。普通の交通事故だと、警察だとかそういうのは何も関係ない。保険屋さんが決めるわけだけれど、これもこの50とか100というのは保険屋さんが決めるものですか。それとも、

事務上、総務課長が当事者、相手方と会って、じゃあこう決めまし

ょうよという賠償額の算定のために、あえて過失ということについ て言及しているのかどうか。その辺の考え方というのをちょっと教 えてもらえればなと思います。 松林議長 総務課長。 答弁 総務課長 西館議員の質問にお答えいたします。 今回の損害賠償の関係につきましては、町で町村会を通じて、損 (成田光寿君) 害賠償保険に加入しております。その損害賠償保険、相手が損害保 険会社になりますが、その損害保険会社で査定を行いまして、過失 割合等を受けることになります。 以上です。 松林議長 ほかにございませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第5号を終わります。 日程第3、報告第6号、令和4年度おいらせ町病院事業会計継続 費精算報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。 当局の説明 おはようございます。 病院事務長 (田中貴重君) それでは、報告第6号について、ご説明いたします。 議案書は11ページと12ページになります。 本件は、令和3年度から令和4年度までの継続費を設定しており ました、電子カルテシステム導入事業について、継続年度が終了し たため、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、 継続費の精算の報告をするものです。 継続費の内容につきましては、電子カルテシステム導入に係る物 品購入で、2カ年分の計画額1億3,178万円に対し、支出実績 も同額の1億3,178万円となり、その結果、不用額なしとなっ たものです。 以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これから質疑を受けます。質疑、ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第4、議案第37号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

総務課長。

当局の説明

総務課長

(成田光寿君)

それでは、議案第37号について、ご説明申し上げます。

議案書13ページ、14ページをご覧ください。

本案は、町職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、 国及び県の取り扱いに準じ、特定新型インフルエンザ等の防疫作業 に係る特例措置を講ずるものであり、本年6月定例会において、同 様の位置づけの特例措置を、新型コロナウイルス感染症の5類感染 症への移行に伴い廃止したところでありますが、新型コロナの変異 株が感染拡大した場合に再び同様の防疫作業等が想定されるため、 新型インフルエンザ等への対応として、同様の特例措置を講じるも のであります。

詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。議案書64 ページをお願いいたします。64ページです。

条例附則第3項と第4項に「防疫等作業手当の特例」を追加する 改正であり、特定新型インフルエンザ等への対処として医療機関職 員が従事した場合に、1日当たり4,000円の範囲内で手当を支 給するものであります。

なお、条例の施行は、公布日からとしております。 以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 11番。

質疑 答弁

11番

(平野敏彦君)

今説明がありましたけれども、公布の日から施行するとありますけれども、実際に、今コロナが非常にはやっておりまして、

ちらっと聞いたんですけれ

ども。そうすると、5類に格づけをされているわけですけれども、この辺、この前の病院事務長の説明ですと、コロナについては、今までどおり病院では対応しますよということで、私、説明を受けたんですけれども、他の病院に行った人の話ですと、発熱外来については、土日はうちはやっていませんと。できれば、おいらせ病院に行ってくださいという対応がされたということがあるのですけれども。5類になって、その間というのはこの作業手当はどうなるのですか。

それから、今言った個人の病院から、コロナの発熱外来行くときには、おいらせ病院でなければ駄目なのか。あくまでも病院の判断で、自分のところはできませんということでいいのか。この辺、お聞かせいただきたいと思います。

松林議長

総務課長。

総務課長 (成田光寿君)

まず、防疫作業手当の支給のことについて、ご説明いたします。 今回、条例を改正いたしますので、支給対象月は、あくまでも条 例が公布された後でなければ、支給することはできません。

なお、支給する要件としましては、64ページの附則のところに 書いてありますとおり、直ちにコロナという感染症に対応すること が、すぐに支給対象となるわけではなくて、特定新型インフルエン ザ等と、その次の括弧書きに、特別対策措置法第2条第1号に規定 する云々かんぬんとございます。要は、政府で、対策本部等を設置 いたしまして、そういった状況下において、コロナが5類感染症で あっても、その対応が必要だと認められた場合に、支給対象という ことになりますので、繰り返しになりますが、現在の状況で、直ち に支給対象になるものではございません。

それから、病院の関係については、事務長で答弁いたします、保 健こども課。

松林議長

保健こども課長。

答弁	保健こども課長	平野議員の発熱外来の件について、お答えします。
	(鈴木政康君)	発熱外来を。
		5-Mi 1771 - 0
	松林議長	発言するときは、マスクを外してください。
答弁	保健こども課長	発熱外来に関しましては、県で指定をしている発熱外来の医療機
	(鈴木政康君)	関にて受付をしているということになります。おいらせ町内ではお
		いらせ病院、下田診療所、青い森こどもアレルギークリニック、こ
		の3カ所で発熱外来の対応をしているということでございます。
		以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番	今総務課長の説明ですと、そうすると、この体制の内容でいった
	(平野敏彦君)	ら、国が特別措置法を発令しなければ、この手当は支給しない。従
		事してもしないということになるのか。
		今現在発熱外来が、町内3カ所の病院があって、おいらせ病院も
		それに入っているわけですから、そこで従事した人については、こ
		の4,000円の手当というのは、例えばこの条例が公布されてか
		らでも、国の特別措置法に基づく発令がなければ支給にならないの
		か。この辺、お聞かせいただきたいと思います。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長	お答えします。
	(成田光寿君)	平野議員お見込みのとおり、国で対策本部等設置しなければ、支
		給対象とはなりません。
		以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番	そうすると、これまで5類前については、例えばコロナの特殊勤
	(平野敏彦君)	務手当あったと思うのですけれど、それはもう打ち切りになったと
		いうことで理解をしなければならないのか。それとも、今現在、発
		症が結構出ているわけですから、今言っているように、おいらせ病

院は特定指定病院になって対応しているわけですよ。ですから、そ の辺が、国のこの新しい防疫等作業手当の特例に基づかなくても、 今現在コロナの対応している者については、やはり継続して手当が 支給されるべきだと私は思うのですけれども、この辺はどうなって いるか確認をしたいと思います。 松林議長 病院事務長。 答弁 病院事務長 それでは、まずおいらせ病院の状況で説明をいたしたいと思って (田中貴重君) おります。 5月8日に、感染症が2類から5類になりました。その後、6月 の議会で、議案で、この防疫手当を一旦廃止したという経過があり まして、防疫等作業手当は病院では支給を行っておりました。 その後については、今発熱外来を行っておりますけども、今現在 では、当然5類になっていることもありまして、支給要件もなかっ たところで、防疫等作業手当は支給しておりません。 以上であります。 松林議長 課長さん方、答弁するときは、マスクを外すようにお願いします。 総務課長。 答弁 それでは、残った部分ご説明いたします。 総務課長 (成田光寿君) まず、6月の定例会におきまして、従前の防疫等作業手当の特例 措置を廃止したところであります。 6月に条例改正したときは、対象となる病気が新型コロナウイル ス感染症という病名でございましたので、要は、コロナという病気 そのもので防疫等作業手当を支給することができました。 ところが、今回改正後のものは、特定新型インフルエンザ等とい うことで、またその中にも、インフルエンザ等対策特別措置法の中 で、政府が対策本部を設置したものとうたわれておりますので、そ こら辺の支給対象の違いがあることをご理解ください。 それから、今回の制定内容につきましては、国の人事院、それか ら県の対応に準じた内容となっておりますので、そのことも併せ て、ご説明いたします。 以上です。

松林議長

ほかに質疑ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第37号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第38号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健こども課長。

当局の説明

保健こども課長 (鈴木政康君)

それでは、議案第38号について、ご説明申し上げます。

議案書の15ページから20ページをご覧ください。新旧対照表は65ページから77ページになります。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これまで施設事業者が書面で作成・保存していたものや保護者等へ書面で行わなければならないものについて、業務負担の軽減や保護者等の利便性向上の観点から、電磁的方法による対応を可能とする規定に改めるとともに、こども家庭庁の発足により、改正となった関連法律に係る所要の改正を行うため提案するものでございます。

改正内容について、ご説明いたしますので、65ページ、新旧対 照表をご覧ください。 初めに、現行の第5条第2項から第6項までは「利用申込者から 承諾があれば重要事項に係る文書の交付を電磁的方法により提供 できることが規定されている」もので、これを改正後の第62条に 移すため一旦削除するとともに、これに関連し目次の「第3章 雑 則」の「62条」を「62条」「63条」と改め、さらに関連する7 0ページの第38条第2項の規定を削除するものであります。

次に、ページが戻ります。67ページをご覧ください。

左側の改正案第7条第2項から74ページ第52条第3項まで の下線部分については、こども家庭庁の発足に伴い、関係する法律 が整備されたため、用語などの改正を行うものであります。

次に74ページの下段、第62条第1項では、現行第5条第2項、 先ほど削除した「電磁的記録等」に係る内容を加えるほか、この条 例中、書面等により行うことが規定されているもの全てを対象とす ることを定めるものであります。

次に75ページ、第2項では、電磁的記録による提供方法として、第1号「ア」では、電子メールなどで交付する方法を、「イ」では施設事業者がHPなどに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者がダウンロードするなどで交付する方法を、76ページ上段、第2号では、磁気ディスク、CDロムなどによる交付を定めるものであります。

第4項では、あらかじめ、保護者に対して電磁的方法の種類及び 内容を示し、承諾を得ることを、第5項では、電磁的方法を受けな い旨の申し出が保護者からある場合はこれを行わないことを、第6 項では、保護者からの同意の取得の場合についても以上の規定を準 用することを追加するものであります。なお、条例の施行は公布の 日からとなります。

以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 14番。

質疑

14番

(西館芳信君)

今、鈴木課長の説明聞きました。ただ、課長は普通に型どおりに 説明してくださったと思うのですが、ちょっと文章の量が多いし、 何条から何条数字出て、ほとんど改正のポイントというのはつかめ ません。恐らく、でも厚生労働大臣が44条中、内閣総理大臣に変わったとかというのは、所管が変わったのかなとか思ったんですけど、今、鈴木課長の説明で、いわゆる電磁的記録、ICTシステムが導入されるということで、これにこの事業主体はついていかなければならないということになったんだなと思いました。

これを素直に受け入れて、頑張っていかなければならないこの事業者は、それだけの力があるのかなと老婆心的に思います。というのは、七、八年前のこれが出たときの背景は、たしか待機児童の解消ということで、本来であれば、国だとか県が認可する事業者が、それをやるべきところが、もう背に腹はかえられないと。そこまで基準が満たされていなくても、ある程度、許可の基準を落としてもできるという事業主体があるのであれば、そこにも任せようということで、それを市町村がやりますよねという確認の中でやっていくということで、私は事務的にも、いろいろ財政的にも、結構そういうのをやる人たちは落ちるのではないかと。今こういうことをバーンと押しつけてきても、無理だということになるのではないかなという思いがまず1つあります。これについては、どうお考えですか。

松林議長

保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (鈴木政康君) それでは、西館議員のご質問にお答えします。

まず、今回の法律の背景というか趣旨でございますが、国でもデジタル化の推進に伴って、これまで書面だったものを電子化するというような方針、方向性が定められたかと思います。これに伴って、私たち町内であれば、認定こども園13施設があるのですが、現在重要的な事項に関しては、書面でのみ交付、提供が可能というルールになっています。これにさらに電磁的記録の方法も追加で提供することができるということですので、選択肢がもう1つ増えるという趣旨になります。

したがって、今回この改正に伴って、書面でも保護者に対して提供できますし、メール等でも提供できるということになりますので、むしろ保護者なり施設側の負担、選択肢が増えるということで、強制するものでもございませんので、選択肢が増えて便利になるのかなと考えております。

以上です。

	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	今、課長の話聞いて、選択肢があるんだよということで、そうなのかということで、大分納得いたしました。 ただ、今こういう特定教育・保育施設云々というこの事業者は、私はてっきり考えて、これを単独で受ける人たちは手挙げて、今までそういうことやったことない人たちも結構いて、にわか的にそれを満たして、それをクリアしていける人たちになったのかと思ったのですけど、よく考えたら、従来、今13施設云々ということでぴんと来たのですが、今までやっている施設の事業者が、これを組み入れてやるというのがほとんどですか。それとも、私が危惧するような新しく単独で名乗りを上げたというのは、もしかすればないのかもしれないのかな。そこをお願いします。
答弁	保健こども課長(鈴木政康君)	お答えします。 まずは、特定教育・保育施設の認可については、都道府県、青森県が認可権者になりますので、設備の基準だとかをクリアすれば、認可の認定こども園になれるということになります。 現在、この電磁的記録云々、書面での交付というのを各施設に確認をしたところ、書面で、紙で交付をしているというのが、全ての事業所でございました。ただ、中には補足的に、そういうデータとかでも提供をしているよというところもございましたので、今後は保護者がデータだけでもいいという同意があれば、データだけでも提供できるということになります。 以上です。
質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	14番。 分かりました。 では、端的に聞きますけれど、今まで福祉法人として、いろいろ 事業を手がけてきているところは、それなりの事務体制もある。財 政力もあるということで、こういうことが出てきても何ら困らない

と。そういうところだけでこれをやるということですか。それとも、 町が単独で新たに手を挙げてきた認可を経ていない団体もあるの ではないですか。いちいち認可経なくても、市町村の確認だけでで きるというのもあるのではないですか。そこも1つ答えてほしいの ですが、そういうところはないのですか。福祉法人でずっとやって きたところばかりですか、今回これの該当になるというのは。お願 いします。 保健こども課長。 松林議長 答弁 保健こども課長 それでは、お答えします。 まず、町内であれば13施設、社会福祉法人、あとは学校法人と (鈴木政康君) いうことで存在をしておりますが、今この改正に伴う電磁的記録の 方法というのは、必須ということではございません。必須というの は、あくまでも書面での交付というのは、保護者に対しては必要で ございますが、それに追加をして、電磁的記録で提供できる場合に は、その選択肢もあるということでご理解いただけますか。 町内におきましては、認定こども園13施設だけということでな っています。 以上です。 ほかにございませんか 松林議長 11番。 質疑 11番 2点ほどお伺いしたいと思います。 (平野敏彦君) 今の町内の13施設に電磁によって、保護者にデータを出すとい うことで、紙と併用するということで了解をいたしました。 ただ、この磁気ディスク等のいろいろな形で、自前でこれは準備 するものかどうか。町の助成があるのか。これが1つ。 それからもう1つは、説明の72ページのところで、特定地域型 保育の取り扱い方針のところで、厚生大臣が定めるのが、内閣総理 大臣に変わっているのですけれども、これはどういう意味でしょう か。そのままでいいのではないかなという、私思いをしたのですけ れども、この辺、2点お伺いします。

	松林議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	平野議員からのご質問、2点ございました。
	(鈴木政康君)	まず1つ目、この電磁的記録による内容で助成があるのかという
		ことでしたが、現時点では町で単独で助成をするということはござ
		いません。したがって、保育施設で既存であるパソコンを使ったり
		してデータをつくって、ホームページに掲載したり、メールで提供
		するなど、そういった方法をとってもらうということになります。
		助成は現時点ではございません。
		2つ目でございますが、議案書の72ページ、関連で特定地域の
		所管課が厚生労働省からということだったのですが、現在この所管
		がこども家庭庁に移管をされまして、その所属が内閣府になります
		ので、その権者ということで内閣総理大臣と変更になっておりま
		す。
		以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第38号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声 * *
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。
		日程第6、議案第39号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及
		び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
		を議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		保健こども課長。

当局の説明	保健こども課長(鈴木政康君)	それでは、議案第39号について、ご説明申し上げます。 議案書の21ページから22ページをご覧ください。新旧対照表は78ページから80ページになります。 本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設事業者等の業務負担軽減の観点から、これまで施設事業者等が書面で作成・保存していたものについて、電磁的方法による対応を可能とする規定に改めるとともに、こども家庭庁の発足により、改正となった関連法律に係る所要の改正を行うため、提案するものでございます。 改正内容について、ご説明いたしますので、78一ジ、新旧対照表をご覧ください。 初めに、目次に「第6章 雑則 第9条」を追加し、第6条から79ページ第25条までの下線部分については、こども家庭庁の発足等に伴い関係する法律が整備されたことによる用語などの改正を行うものであります。 次に、第49条では、「書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる」旨の内容を追加するものでございます。 なお、条例の施行は公布の日からとなります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	鈴木課長、1点だけ教えてください。 本当はこの法令が出てきたときに、もう自分の中で解決しなければならない問題なんだけれど、今改めて用語の云々ということで、本当に勉強しないで聞いて恥ずかしいのだけれど、この家庭的保育ということを、どういうふうにこれは意味づけていますか、用語として。そして、一般の家庭的保育とどう違いますか。意地悪ではないです。真摯な気持ちで聞きたいと思います。
	松林議長	保健こども課長。

答弁	保健こども課長	それでは家庭的保育、ここでは等ということですが、家庭的保育
	(鈴木政康君)	に着目をして説明をさせていただきます。
		まず、施設に対する給付については、施設型給付というのと地域
		型保育に対する給付、いわゆる町、国、県からの支援があります。
		 先ほど言ったその支援が、施設型への給付と地域型保育への給付と
		 2 つに分かれまして、さらに地域型保育の中に、家庭的保育や小規
		 模保育などの分類が含まれます。
		ご質問の家庭的保育については、例えば家庭的な雰囲気のもと
		で、小人数を対象にしたきめ細やかな保育を実施する事業と位置づ
		けられておりまして、定員に関しても、家庭的保育者1人に対し3
		名ということで規定をされております。おいらせ町には、この家庭
		的保育というのはございません。なお、ご質問にありました、例え
		ば保育に関しての民間でやっているもの、こういったものについて
		は、町からの支援というのはないということで、ご理解いただけれ
		ばと思います。
		以上です。
	10 11 -24 F	
	松林議長	14番。
質疑	14番	用語に対する意味の概念的なことを知りたかったということで、
貝無	, .	
	(西館芳信君) 	あくまでも人数とかそういうこと出てきましたので、そういうこと
		かなということで、おぼろげながら理解することができました。あ
		りがとうございます。
	to these to	
	松林議長	ほかにございませんか。
	(苯甲库)	
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(老日本)	
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第39号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第7、議案第40号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健こども課長。
当局の説明	保健こども課長 (鈴木政康君) 松林議長	それでは、議案第40号について、ご説明申し上げます。 議案書の23ページから24ページをご覧ください。新旧対照表は81ページになります。 本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の要件である認定資格研修の修了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、提案するものでございます。 改正内容について、ご説明しますので、81ページの新旧対照表をご覧ください。 附則の第2項では、支援員に関する経過措置として、「修了したもの」として、「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」と改正するものでございます。これにより、放課後児童支援員の要件である保育士や社会福祉士などの資格を持つ者が、2年以内に都道府県等が定める支援員の認定資格研修を修了する予定があれば、放課後児童支援員とみなし、支援員として従事することが可能となります。 なお、条例の施行は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。
	(議員席)	これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 **「なし」の声**

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

松林議長

これから討論を行います。討論ありませんか。 **「なし」の声** (議員席) 松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第40号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 **「なし」の声** (議員席) 松林議長 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 ここで、暫時休憩をいたします。11時まで休憩いたします。 (休憩 午前10時45分) 松林議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時00分) 松林議長 日程第8、議案第41号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予 算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。 当局の説明 それでは、議案第41号について、ご説明いたします。 財政管財課長 (岡本啓一君) 議案書は、25ページから31ページになります。 歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に3億51万6,000 円を追加し、予算の総額を110億2,289万1,000円とす るものです。 30ページ、31ページをご覧ください。 第2表地方債補正は、「いちょう公園体育館改修事業」及び「町 民交流センター改修事業」の2件の追加につきましては、照明設備 LED化のため、脱炭素化推進事業を活用するものです。 「一川目地区生活会館改修事業」など6件の変更につきまして は、歳入予算の補正に伴い、限度額を変更するものです。 「いちょう公園テニスコート照明塔改修事業」の廃止につきまし

ては、適正管理推進事業への一本化によるものです。

続いて、歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたします。 別冊の「令和5年度一般会計補正予算(第2号)に関する説明書」 をご用意ください。

こちらの歳出の主な内容からご説明いたします。ページは、1 2 ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の13節「バス借上料」500万円の増額は、支出見込額の精査により計上するものです。

2款1項5目、財産管理費の24節「公共施設整備基金積立金」 1,300万円の減額は、木ノ下中学校講堂改築事業に充当する予 定の核燃料物質等取扱税交付金の積立額変更に伴い計上するもの です。

2款1項6目交通安全対策費の14節「交通安全施設整備工事費」1,147万円の増額は、現地確認の結果、危険と判断した道路反射鏡について、撤去と新設を早急に行うため計上するものです。

14ページをご覧ください。

2款2項5目定住促進対策費の18節「甲洋・下田小学校区子育 て世代定住助成金」1,180万円の増額は、支出見込額の精査に より計上するものです。

17ページをご覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の22節「国庫返還金」4,503万9,000円の追加は、前年度の事業実績精算により、障害者自立支援給付費負担金等返還分として計上するものです。

18ページをご覧ください。

3款2項2目児童措置費の18節「青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金」1,650万円の追加は、県の臨時特別給付金事業のうち、ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対する県の支援として、児童1人当たり5万円を給付するため計上するものです。

22ページをご覧ください。

6款1項2目、農業総務費の18節「畑地化促進事業補助金」6, 875万円の追加は、国の財源負担により、水田を畑地化する際に 要する土地改良区地区除外決済金等に対し、助成するため計上する ものです。

また、「農業者物価高騰等対策給付金」2,365万円の追加は、

町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰対策の一定規 模以上の町内農業者に対する給付金として計上するものです。

23ページをご覧ください。

6款1項4目畜産業費の18節「家畜飼料高騰対策給付金」74 0万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価 高騰対策の町内畜産農業者に対する給付金として計上するもので す。

24ページをご覧ください。

6款3項1目水産業総務費の18節「漁業用燃油高騰対策給付金」152万8,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰対策の町内漁業者に対する給付金として計上するものです。

また、「鮭ふ化施設電気高騰対策給付金」 2 0 0 万円の追加は、 町の新型コロナ対応事業として、電気料金高騰に伴う奥入瀬川鮭鱒 増殖漁業協同組合の負担増加分を支援するため計上するものです。

24ページです。

7款1項2目商工業振興費の18節「エネルギー価格高騰対策事業者支援金」3,303万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰対策の町内中小企業者に対する給付金として計上するものです。

25ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋りょう維持費の12節「町道沿線支障木伐採等業務委託料」500万円の追加は、町道通行の支障となる樹木の 伐採、枝払いを実施するため計上するものです。

8款2項2目道路橋りょう新設改良費の18節「私道整備補助金」700万円の増額は、鶉久保地区、緑ヶ丘地区の私道整備に対し補助するため計上するものです。

30ページをご覧ください。

10款5項2目体育施設費の12節「いちょう公園体育館照明器 具改修実施設計委託料」217万5,000、及び「町民交流セン ター照明器具改修実施設計委託料」227万円の追加は、当該施設 の照明設備LED化に向け計上するものです。

14節「いちょう公園テニスコート照明塔改修工事費」789万6,000円の増額は、物価高騰等に伴い、予算増額が必要なため計上するものです。

主な歳出の説明は以上です。

これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。ページが前の方に戻りして、6ページをご覧ください。

1款1項「町民税」2,919万1,000円の増額、及び1款 2項「固定資産税」4,488万5,000円の増額は、賦課額決 定に伴い計上するものです。

11款1項「地方交付税」1億2,389万1,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴い計上するものです。

7ページをご覧ください。

15款2項1目総務費国庫補助金の1節「新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金」4,382万円の増額は、町の新型 コロナ対応事業費分に対応し計上するものです。

8ページをご覧ください。

16款2項2目、民生費県補助金の4節「青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金」1,713万3,000円の追加は、歳出の3款2項2目児童措置費に計上した青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金に係る県補助金として計上するものです。

16款2項4目農林水産業費県補助金の1節「畑地化促進事業補助金」6,874万9,000円の追加は、歳出の6款1項2目、農業総務費に計上しました畑地化促進事業補助金に係る県経由の国庫補助金として計上するものです。

10ページをご覧ください。

19款2項1目「財政調整基金繰入金」1億3,747万9,0 00円の減額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上する ものです。なお、令和5年度末時点の当該基金残高は、予算ベース で約22億6,000万円となる見込みです。

20款1項1目「前年度繰越金」5,738万3,000円の増額は、令和4年度決算の確定に伴い計上するものです。

11ページをご覧ください。

22款1項6目「いちょう公園テニスコート照明塔改修事業債 (適正管理推進事業)」1,970万円の増額は、脱炭素化推進事業からの予算組み替え及び工事費増加に伴い計上するものです。

主な歳入の説明は以上です。

今度はページが後ろに飛びます。32ページから34ページの給 与費明細書をご覧ください。 給与費に係る今回の補正内容を特別職・一般職、それぞれに区分 して反映しております。

次に、35ページ及び36ページの地方債に関する調書をご覧く ださい。

今回の歳入22款町債の予算補正に伴い、主に当該年度中起債見 込額を変更しております。

最後に、37ページ以降の「補正予算主な内容」は、予算案審議の参考として、ただいまご説明した内容のほか、主要な個別説明を 掲載したものです。

以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これより、歳入全般について、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

一般会計補正予算(第2号)説明書、6ページから11ページになります。なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、○○の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。

これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 11番。

質疑

11番

(平野敏彦君)

まず6ページ、歳入の町税、2款固定資産税の現年課税分4,4 88万5,000円、この固定資産が補正予算で出てくるというの は、ここのところどういう形で、何が見込まれたのか説明いただき たいと思います。

それから、11款地方交付税ですが、トータルで36億3,200万円、この前の新聞見たら、おいらせ町は32億7,900万円という23年度地方交付税が新聞載っていましたけれども、この差額というのは何なのか説明をしていただきたいと思います。

それから、畑地化については、8ページの16款農林水産業費補助金については、畑地化は歳出に充当されているということで、そこでまた確認をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それから、10ページですが、繰越金については、7,738万 8,000円、今回5,738万3,000円が補正になっていま すけども、トータル的にいったら、3億2,700万円が決算書で

	1	
		出ていると思うのですけれども、今計上したのはこれだけというの
		は、どういう意味なのか。ここのところを説明していただきたいと
		思います。
		歳入だから、以上です。
	松林議長	税務課長。
答弁	税務課長	それでは、平野議員にお答えします。
	(久保田優治君)	6ページの町税の固定資産税の中身、何が見込まれたかというと
		ころなのですけれども、主な内容は、新築家屋等の増加に伴いまし
		て、前年比で103%のアップがあったためです。
		主な内容としては、以上になります。
	松林議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長	それでは、地方交付税に関する質問について、回答いたします。
	(岡本啓一君)	ご質問の内容、補正後の予算額36億円余りの予算額に対して、
		新聞報道では32億円余りだったと、その差額について説明してく
		ださいとのことでした。
		新聞報道でありました32億円余りというのは、普通交付税の決
		定額でありまして、残り、36億円が予算額ですけども、32億円
		との差額、大体4億円余りですけども、その差額というのは、こち
		らでは特別交付税として見込んでいるものになります。
		以上です。
	松林議長	どうぞ。
答弁	財政管財課長	1つ答弁漏れがございました。繰越金について、ご説明いたしま
	(岡本啓一君)	す。10ページの繰越金ですね。
		補正後の予算額7,700万円余りということでしたが、一般会
		計の歳入歳出の差引額3億円余りであったということについて、そ
		の差額について説明してくださいという趣旨だったかと思います。
		決算になって申し訳ないのですけれども、一般会計の歳入歳出差
		し引きをして、翌年度の繰越明許を引いた残りの実質収支というの
		は、議員ご指摘のとおり、実質収支額として3億2,700万円ほ

どございました。そのうち2億5,000万円を財政調整基金に戻 して、その残りであります7、700万円余りを、令和5年度への 繰越金として予算計上したものになります。 以上です。 松林議長 答弁漏れはないですか。 11番。 質疑 今、説明いただきまして、了解をすることができました。 11番 (平野敏彦君) 税務課長の言う家屋の新築分というのは、前年の家屋評価した分 で、今計上するというのは、当初予算に計上間に合わないというこ とで理解してよかったのか。例えば当初予算計上する以降に、これ だけの新築の家屋の分が発生しているんだということで理解をし ていいのか。ここ1つ確認をしたいと思います。そこだけです。 松林議長 税務課長。 答弁 税務課長 それでは、平野議員にお答えします。 (久保田優治君) 当初に間に合わなかったのかということですけども、当初に、今 新築家屋が主なものと言ったのですが、主なもののほかに、実は収 納率が予想より、当初予算の要求時点では、それ以降の額は入って いないのですけども、収納率がそれ以降伸びた関係で、収納率の平 均値を伸ばした分も含めて、今回の増額という形でご理解いただけ ればと思います。 新築分は、当初予算以降はないわけではないのですが、冬場なの でそんなにはないのですけども、それも加味してという形にはなり ます。 以上です。 松林議長 ほかにございませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 なしと認め、歳入についての質疑を終わります。 歳入全般の質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を受けます。

第1款議会費から第6款農林水産費までの質疑を受けます。 説明書12ページから24ページになります。 質疑、ございませんか。 7番。 質疑 7番 1点だけです。 (澤上 訓君) 12ページの交通安全対策費1,147万円のところですけれど も、これは何かなと思って、後ろのページの説明39ページを見ま した。老朽化により標識が折れ、小学生に当たった事故を受け、道 路反射鏡の現地確認をした結果、危険と判断されたものの撤去及び 新設費用等を増額したものだというようなことで、私はふっと自分 の脳裏をかすめたことが、実はまだ合併前の百石時代なのですけど も、百石小学校の遊具が倒れて、小学生が犠牲になった。本当痛ま しい事故がございました。これはたまたま軽いものであったのかな と、標識とか。でも当たりどころによっては、大きな事故につなが ると思います。この標識とカーブミラーですか、これは。このカー ブミラー等の数は、どのような総数を把握しているのかどうなの か。そして、撤去した数等も、いくら撤去して、新設するのだとい う、詳しくそこを知りたいと思います。 それから、管理の仕方というのは、これまではどういう方法で管 理してきているのかということもお聞きしたいです。 それから、今回この折れて小学生に当たったという、この事故が 起きた結果をもって、こういう処置に入ったのか。その辺のところ も教えていただきたいと思います。 以上です。 松林議長 まちづくり防災課長。 答弁 まちづくり防災 ご質問にお答えします。 まず総数になりますけども、今回小学生のランドセルに標識が当 課長 (田中淳也君) たったという事故を受けまして、6月の中旬から8月の上旬にかけ て、カーブミラーと注意喚起看板等の確認を、点検を行っておりま す。

総数ですが、カーブミラーの総数が720件になります。そのう

ち、今回補正の計上にしている23基が危ないということで、それ

については撤去をして、新たに新設をするということでの予算の計上になります。

管理の仕方ですけども、これまではここにカーブミラーがあるよという地図でもって確認をしておりましたが、設置年度とかが把握されていない部分もありまして、今回のことを受けまして、設置年度等も含めて管理していかなければならないということで、今後の対応についてはそういうことになりますし、あと海岸線が、さびが速くて、同じ耐用年数だと思われるのですけども、そちらが速く劣化しているという状況もありますので、そこら辺も加味しながら、今後点検をして、危ないものは撤去して、必要があれば新設するということでやっていきたいなと思っております。

先ほども、最初言いましたけども、小学生の看板が倒れる事故を 受けての対応になります。

以上です。

松林議長

7番。

質疑

7番

(澤上 訓君)

720件というのは、ものすごい数ですね。これは大体想像はしていたのですけども、今の普通に考えて、耐用年数とかそういうようなものは、そのものによって違うと思うのですけども、カーブミラーは大体どのぐらい見ているとか、そういった年数等の把握の仕方というか、それがきちんと帳簿の中に何年何月何日設置とか、そういった管理の方法などをやっているのかどうか。その辺のところもお聞きしたいなと思っております。

松林議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長

(田中淳也君)

これまで耐用年数については15年程度と思っておりましたけども、これまで旧町で設置した部分につきましては、設置年数が分からない状態のものが多数存在しております。最近建てたものについても、ミラー等には設置年度がついておりますので、今後それらについては台帳に入れ込んで、今後の管理していくための方法として、地図等に落としてやっていくことにはしておりますので、これまで古いやつは把握していませんでした。今後は把握しながら、適切に対応していきたいと思っております。

	松林議長	7番。
質疑	7番(澤上 訓君)	今回はランドセルにぶつかったというだけで、けがとかそういうのはなかったということですね。幸いだなと思っていました。 一時期、やはり遊具の関係でも、町は騒然となって、遊具そのものの耐用年数以上に今どうなのかと。現状の遊具はどうなのかとか、そういったことで、非常に神経使って、検査、検査というようなことをやってきたのですけども、でも喉元過ぎれば何とやらで、何年かすればまた忘れ去ってきたような、そういう感じになってしまいますので、これは本当管理する側大変です、数から言って。 しかし、できる限り、そういった事故とか、死亡とかそういう事故につながらないような方策をきちんと立てて、しっかりやってもらいたいなと思っております。 私からの質問は以上です。
	松林議長	答弁はいいですか。
質疑	7番 (澤上 訓君) 松林議長	一応、答弁お願いします。 まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長(田中淳也君)	先ほども答弁したように、今後は設置年度、それから海岸線とか そういったあたりも見ながら、適切に管理をして、事故等が起きな いように対応してまいりたいと思っております。 以上です。
	松林議長	15番。
質疑	15番 (吉村敏文君)	1点だけ、25ページの土木費の中の12節町道沿線支障木材伐 採等業務委託。
	松林議長	お待ちください。

	I	
質疑	15番	ここ違うか。
	(吉村敏文君)	
	松林議長	24ページまでだそうです。
質疑	15番	すみません、間違えました。
	(吉村敏文君)	
	松林議長	私もお詫びします。24ページまでです。
		12番。
質疑	12番	│ │ 18ページの3款民生費の中の4目の児童館費が出ていますけ
		ども、6,279万8,000円、この中に南部児童館、ひまわり
		児童館の空調関係の予算が含まれていますか。
		万里的少王师民所の「奔が日よ40℃、ようが。
	松林議長	保健こども課長。
	144个时以又	MECCOME.
答弁	保健こども課長	 楢山議員のご質問にお答えします。
		個口職員のご員同にお答えしより。 今般の補正予算に計上している内容については、木内々児童セン
	(鈴木政康君)	
		ターの下足箱のみの設置に関する経費になります。
		以上です。
	L. 11-20	
	松林議長	12番。
EC P7		
質疑	12番	実は南部児童館に、月1回ということで、大黒舞の稽古に行って
	(楢山 忠君)	いるのですね。そのときに、あの暑さの中でも、小部屋にはクーラ
		一がついているみたいなのですけども、大広間にはクーラーがない
		ということで、もう汗だくです。稽古はいつもの半分ぐらいで終わ
		ってきたのですけども、その中で、子どもたちもあの広間でいろん
		な遊び、またはゲームしたりとか、いろいろやっているのですけど
		も、あの暑さだったら、熱中症にかからないのがおかしいくらいで
		はないかなと思っていますけども、施設からの要望はありません
		か。
	松林議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	それでは、お答えします。
	1	I

(鈴木政康君) 南部の児童センターもですけれども、北部・南部ともに、町で施 設を管理しているわけで、今年5月ぐらいに各児童館には出向きま して、施設の整備、修繕とかそういったものを含めて、何か要望は ないかというお話を聞きました。 南部には、エアコンが今各部屋にはございますが、今楢山議員が ご質問のホールには設置をされておりません。ただ、今年の5月に 出向いた際には、エアコンがなくても、風通しがある程度いいので 大丈夫かなというお話は聞いていたのですが、さすがに今年歴史的 な酷暑ということで、私どもも8月に一旦センターを訪問して、現 状を確認しました。 そういった中で、楢山議員ご指摘のとおり、室温が30を度超え て、もう32度、33度ぐらいまで到達しようとしていましたので、 さすがにこれは大変だということで、現在、今国とか県のエアコン を設置するための補助のメニューを確認しながら、なるべく早期に 対応をしたいなということで、課の中では、現在考えております。 以上です。 松林議長 12番。 質疑 考えていてもらえれば、大変ありがたいなと思います。年々、来 12番 (楢山 忠君) 年は寒くなるという保証はないと思うので、ましてや年々暖かくな っていく一方であろうと思うことから、やはり環境整備をしてあげ るような、それをしていただきたいと、それをお願いしておきます。 以上です。 9番。 松林議長 質疑 これは、23ページはついているのですけど、22ページという 9番 (田中正一君) のはついていないのですが、恐らく22ページだと思います。総務 費のところですね。18節ですけども、畑地化促進事業補助金と農 業者物価高騰等対策給付金、この畑地化にするに当たっての補助金 と思いますけれども、これは何ヘクタールとあるかないか。そこら を教えてもらえればと思っております。 それから、この農業者の物価高騰等対策給付金というの、2、3 00万円ほど入っている補助金になっておりますが、これは何に対

して補助金を支払うのか。そこらも教えていただきたいと思います。

それから、23ページの家畜飼料高騰対策給付金、これは肉牛と、 今の何ていうんですか。そこ肉牛だけなのか。そこを教えていただ ければと思います。それ、3点だけお願いします。

松林議長

農林水産課長。

答弁

農林水産課長 (西舘道幸君)

それでは、田中議員のご質問にお答えします。

畑地化の促進事業の補助金ですけれども、これにつきましては、 畑地化ということで、今まで水田を活用しての農作物、野菜とか、 米以外のものを作付した方に対して給付していたわけなのですけ ども、もう水田としてやらないということで、今後も畑としても水 田を取り扱っていきますという方に対して、一時的に補助金を国で 設けております。

これは、5年に1回、畑を田んぼにしなければ、今後経営所得安 定の交付金の対象水田にしないという、明確な基準が示された関係 で、当町の場合は、もう水田にはできないような場所も結構ありま して、そういう方については、畑として今後やっていきますという 方が結構おります。

そういう方に対して、昨年度の補正予算において、今回畑地化する方の中で、土地改良区の決済金、いわゆる田んぼから抜けますと、やめますという方で、もう負担金を納める必要がないということで、決済金を払って、土地改良区から抜けたいという方に対して、補正予算において、そういう方は、今回この畑地化の支援事業で、決済金の部分も、国で補助しますよということで、今回ここに対象になった。第一次採択になった方6,800万円ほどのお金を国で改良区に支払いますということで、今回計上させていただいたものになります。

あと農業者の物価高騰の給付金ですけども、これにつきましては、昨年も実施しましたけども、農業者の方が、物価高騰で、肥料とか資材が高騰しているということがありますので、その方たちに対して、何らかの給付を今回も行いたいということで、昨年と同様になりますけども、中心経営体と認定農業者の方には10万円、その他100万円以上の農業収入がある方には5万円という形で、昨

年と同様のような給付を行うということで計上したものであります。

続きまして、23ページの家畜飼料高騰対策給付金、これにつきましても、昨年と同じで、豚・牛の飼養者の方に対して給付するものでありまして、昨年と違うのは、豚の場合が昨年上限を、頭数にかかわらず70万円と上限設定していたのですが、豚に関しては頭数に応じて500頭以内につきましては70万円、それ以上の区分につきましては、頭数に応じて給付金額を変更しているというのが違う点で、飼養者の方に今回まだ飼料の高騰も続いているということで、給付するということにつきましては、昨年と同じ内容になっております。

以上です。

松林議長

9番。

質疑

9番 (田中正一君)

いろいろな農業問題今あるのですけども、近年田んぼなんかにい ろいろな動物、熊とかイノシシとかというのが出没しているという ことを、課長、聞いたことありますか。あります?

実は、関連で言うのですけども、停車場、三田地区の沼小屋、あの番地は沼小屋だそうですけども、イノシシが出たと。やっぱりそういうのを聞いたら、議会でも報告するなり、様々、皆に伝えたほうがいいと思いますよ。

というのは、もう猛獣です、イノシシ・熊。イノシシが田んぼに入れば、米に臭いがついて、もう売り物にならないということで、今三本木地区の人たちが騒いでいます。我々は知らないとは言っていられないのですよ、本当は。やっぱりそういうのにも、危険を伴うものですから、これどうなのですか。猟友会等に言って、駆除してもらえるようなあれはできないのですか。そこ、これから大変になってきますよ。イノシシが出る。熊が出る。カモシカは出る。様々出ている。カモシカはうちの町内にも出ています。新幹線の下をくぐって歩いています。そういうのも町全体でも、農林課ばかりではなく、みんなこれから考えていかないとならないのではないかなと。これから。

まだまだ出てくると思いますよ。もう駅前のあたりまで来ている ということですから、人と会ったら、イノシシも熊もどういう行動 をするか。人間に対して害を与えなければいいのですけども、あのとおり車が歩いていても、どんどん出てくる。農作物売り物にもならない。こうなると、おいらせ町の農業は大変なことになりますよ。そこのところ、まず当局ではどう考えているか。今ちょっと聞かせていただければなと、こう思います。

松林議長

関連質問ですけども、緊急を要するという問題でもありますので、農林水産課長の答弁を求めます。

農林水産課長。

答弁 農林水産課長

(西舘道幸君)

それでは、有害動植物の駆除に関するご質問かと思います。

イノシシにつきましては、今のところ、我々にはイノシシが出た とか、目撃情報というのは届いてはおりません。もし、そういう情 報があれば確認して、それなりの対応をとることになると思います けど、今のところはそういう情報が届いていないので、現状的な部 分は、今田中議員さんから聞いて、そういう状況があるということ を、報告を受けましたので、今後その辺、対応を検討していきたい と思いますし、圏域でも、うちだけではなくて、三八地域でも、そ ういうイノシシの被害というものがかなりあるということで、猟友 会等を通じての駆除とか、猟友会も大分人数も減ってきているとい うことがありますので、そういう対応等も、今、八戸圏域でも検討 しておりますし、とった鳥獣についての対応についても、今ジビエ とかということでもありますので、そういう活用的な部分も、圏域 の中では検討しているようですので、我々としてもそういう、だん だんこちらにも北上してくる可能性がございますので、気をつけな がら駆除を進めたいと思いますし、そういう情報等がありました ら、農林水産課にお知らせいただければなと思っております。

以上です。

松林議長

9番、手短にお願いします。

質疑

9番

(田中正一君)

課長、8月6日に写真撮ったのを農林水産課に持っていって、見せてきましたという人があって、それはよかったと。説明してくれてありがたいなと。何かあったときには、私も役場に言い伝えますからということで来ましたけども、これ本当に知らなかったという

-		
		ことになれば、その人が写真撮ったのを持っていって、見せてきた
		と言うのですけども、まるっきりうそなことを私が今言ったことに
		なりますんで、ちゃんとしたあれを職員からも聞いて、課長がいな
		かったかもしれません。これ大変な問題になりますから、ひとつよ
		ろしく対応お願いします。
	松林議長	10番。
質疑	10番	2款の5目ですけど、財政管理費として、公共施設整備基金とい
	(日野口和子君)	う文字が出たので、間違っているかもしれませんけども、お聞きし
		たいと思います。
		阿光坊古墳の看板、これに当たるかちょっと私も定かでないので
		すけど、阿光坊古墳の看板、これに対して町民からの苦情がかなり
		出ています。あれだけの古墳の、国のあれがあるのに。
	松林議長	日野口さん。
質疑	10番	はい。
	(日野口和子君)	
	松林議長	今何ページに質問しているのですか。
質疑	10番	ページまで言うのですか。12ページの2款の5目です。
	(日野口和子君)	
	松林議長	どうぞ、積立金、5目の財産管理費ね。
SSK7		
質疑	10番	はい。
	(日野口和子君))-11 \ 18 \ 2 \ 78
	松林議長	はい、どうぞ。
質疑	10番	財産管理費で、公共施設整備基金という文字が入りましたので、
只死	10番 (日野口和子君)	対性自性質で、公共施設整備基金という文字が入りましたので、 ちょっと勘違いなのかもどうか分かりませんけれども、阿光坊古墳
		うょうと働達いなのかもと フル・カル・リよ さんけんにとも、阿凡の百項 の看板、かなりそこら辺のどうでもいいような看板と同じような看
		しまりなる しま
		て、あんな。
ĺ		<u> </u>

	松林議長	日野口議員、誠に申し訳ございませんけれども、次の教育費でそ
		の質問をしてもらいたいと思います。
質疑	10番	質問します。分かりました。ありがとうございます。
	(日野口和子君)	
	松林議長	ほかにございませんか。
		1番。
質疑	1番	簡単に確認だけさせていただきたいなと思っていました。
	(小向幸祐君)	13ページ、2款総務費の1目14節工事請負費の公共サイン撤
		去工事費、これどこの何か公共看板ということかと、ぱっと見まし
		たが、どこのどういうものかというのを確認させていただければと
		思います。
		あともう1つ、14ページの2目の14節工事請負費の街灯設置
		工事費、これどこら辺を設置する予定であるか。そこだけ確認させ
		ていただければと思います。よろしくお願いします。
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長	それでは、小向議員のご質問にお答えいたします。
	(柏崎勝徳君)	まず、13ページの公共サイン撤去工事費の工事の場所というこ
		とでご質問がありましたので、お答えしたいと思います。
		2つ今回撤去いたしますけれども、1つが西後谷地と言いまし
		て、馬場自動車から向山駅に下りていくところの坂の途中に、かつ
		て公共サインがあったのですけれども、それが交通事故で板面が壊
		れた関係で、柱と板面は既にもう撤去してあります。その際に、冬
		の工事だった関係で、基礎を撤去できなくて、基礎がまだ県道の道
		路敷の中に残っている関係で、まずその基礎を撤去するという工事
		が1つでございます。
		が1つでごさいます。 もう1つが、主要地方道八戸・百石線と言いまして、百石工業団
		もう1つが、主要地方道八戸・百石線と言いまして、百石工業団 地付近、住所でいきますと松原二丁目ですね。R美容室でございま
		もう1つが、主要地方道八戸・百石線と言いまして、百石工業団
		もう1つが、主要地方道八戸・百石線と言いまして、百石工業団 地付近、住所でいきますと松原二丁目ですね。R美容室でございま

ということで、2カ所撤去することにしております。

		以上です。
		<u> </u>
	松林議長	まちづくり防災課長。
	1五小叶或又	よりライグ例外体区。
答弁	まちづくり防災	お答えします。
	課長	 街灯の設置工事の場所についてですけども、国道338号線、今
	(田中淳也君)	二川目地区の拡幅工事を行っております。これから着手する部分に
		街灯がついているのですが、その工事の支障になるところについ
		て、支障にならないように移設をする工事になります。
		以上です。
	松林議長	1番。
	松外嵌及	1 街。
質疑	1番	ありがとうございます。一応確認でした。
	 (小向幸祐君)	 先ほど澤上議員も話で出ていましたが、看板等の倒れる事例があ
		 ったということで、公共サインの撤去と見たときに、同じような腐
		食だとかそちらが多いのかなと思ったら、事故とか日焼けして薄く
		なったというのが多いようなのですが、公共サインでも同じように
		倒れる恐れがあるもの等、今後確認してもらえればなという意味も
		込めて、ちょっと確認でした。
		次の街灯設置工事ですが、とりあえず道路の拡張による移設とい
		うことのようですが、前別件というか、要望の類いにはなるのです
		が、前一度、別で話ししたことあったのですが、45号線百石高校
		前のバス停のあたり、あそこが夜だんだん日も落ちてきて暗くなる
		のが早くなっています。あそこの高校生が待っている間の街灯がな
		くて、どうしても待っている間、ちょっと危ないなというのはずっ
		と見えていました。そちらもご検討いただければなという思いで、
		今回どこの工事かなというのも確認させてもらっていました。今後
		検討いただければと思います。
		以上です。
	松林議長	答弁はよろしいですか。
質疑	1番	大丈夫です。
	(小向幸祐君)	

	松林議長	ほかに、8番。
		18.11 (2 ш)
質疑	8番	 22ページの6款2目18節、畑地化促進事業補助金ですが、申
	(木村忠一君)	 請者が法人なのか。個人なのか。そして面積をお伺いしたいと思い
		ます。
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長	それでは、お答えいたします。
	(西舘道幸君)	今回の畑地化の対象者につきましては、ほとんどが個人の方、耕
		作されている方、個人の方になるかと思います。法人と個人までの
		区分まで調べておりませんけども、人数的には41人の方になりま
		す。
		面積については、特に今集計しているわけではないので、取り扱
		い面積については手持ちがございませんので、後でお知らせしたい
		と思います。
		以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。10番。
質疑	10番	- 先ほどはどうも大変失礼いたしました。
	(日野口和子君)	29ページの10款6目でございます。
	松林議長	日野口議員。
質疑	10番	2 9ページ。
	(日野口和子君)	
	松林議長	ごめんなさい、次に思いっきり質問させますから、今回は遠慮し
		てください。
FF KZ	105	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
質疑	10番	いいですか。
	(日野口和子君)	0.000 2344 754
	松林議長	29ページは次です。
質疑	10番	けい
貝筴	10番 (日野口和子君)	はい。
	(日野日和丁石)	

松林議長

次は思い切って質問してください。

ほかにございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

11番。

質疑

11番

(平野敏彦君)

私は12ページ、2款総務費、一般管理費のところのバスの借り 上げで500万円見ていますけれども、これはこれまでの累計の予 算総額がいくらになるのか。これをお知らせいただきたいと思いま す。

それから13ページ、総務費の企画のところですが、1目、空き家システム改修業務委託料が55万9,000円あります。現在空き家の町で把握している件数がいくらになっているのか。それから、システム改修の内容がどういう内容なのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

それから次の14ページ、企画費の定住促進対策費ですけれど も、18節の甲洋・下田小学校区の子育て世代のところ1,180 万円予算を計上しています。これについては、今年度の見込み件数、 甲洋が何件、下田が何件、いくらになるのか。これをお知らせいた だきたいと思います。

それから21ページ、衛生費の病院費のところですけれども、八戸圏域中枢都市圏の医師派遣事業費が192万5,000円あります。これは圏域の中で、お互いに医師が派遣されて、医師の充足率が高まることによって、いろんな保険のペナルティーを受けなくてもいいということになると思いますけれども、この派遣の内容、どういう形で、どういう先生が来るのか。これをお聞きしたいと思います。

それから、22ページの6款2目の農業総務費のところの、先ほど来、8番、9番と質問していますけれども、畑地化の促進事業補助金については、課長から説明されて、大体理解されましたけれども、実際に個人で41人がこの積算の根拠になっていますよということですけれども、これのこれまでの周知、どういう形で周知したのか。PRのどういう形でしたのか。これをひとつお聞かせしたいのと、これをすることによって、もっと手を挙げる人があったのではないかと私は思うのですけれども、私も二川目地区で見ますと、

ほとんど畑地化が進んで、もう水田に戻ることはないという農地が 結構あるわけですよ。ですから、そういうのが、もし、もっとPR されてあるのであれば、まだまだ改良区から脱退するという希望を 持っている人が、何件か私聞いていますので、この辺の中身につい て、ひとつ説明をいただきたいと思います。 以上です。 松林議長 昼食のため、1時30分まで休憩します。 (休憩 午後 0時00分) 松林議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時30分) 松林議長 先ほどは、平野議員の質問に対して、休憩いたしました。 課長方に答弁を求めます。 総務課長。 平野議員のご質問、お答えします。 答弁 総務課長 (成田光寿君) 予算書12ページ、総務費の13節バス借上料の関係でありま す。支出済額の関係のご質問がありました。今年度4月から7月ま で、ちょうど4カ月分の支払いが終わっております。支出済額合計 で989万2,380円であります。 以上です。 松林議長 まちづくり防災課長。 答弁 まちづくり防災 13ページ、委託料の空き家管理システム改修業務委託料の部分 で、空き家の戸数になりますけども、正式に調べたのは、平成27 課長 (田中淳也君) 年度に調べた結果で403戸ということになっておりまして、それ 以後正式には調査していませんので、ただ403戸よりは多くなっ ているものと思っております。 そして、改修業務の内容になりますけども、空き家管理システム も平成27年度に構築した以来改修はしておりませんで、内容につ

いては住民基本台帳の情報、それから上水道の接続、それから使用 の有無ですね。それらのデータを更新して、空き家対策に役立てて いくという内容になっております。 以上です。 松林議長 政策推進課長。 答弁 それでは、お答えしたいと思います。 政策推進課長 (柏崎勝徳君) 14ページの2款2項5目甲洋・下田小学校区子育て世代定住助 成金について、お答えしたいと思います。 まず、今年度の8月末現在の実績でございますけれども、甲洋小 学校区で新築が5軒、中古が1軒の計6軒です。それから下田小学 校区では新築が3軒、中古が0軒で計3軒ということで、合計いた しますと新築8軒、中古1軒、計9軒ということになっております。 金額といたしましては980万円の執行がございます。年間の見込 み軒数ということでございますけれども、予算要求時点が4月から 7月の4カ月の実績が7軒ございましたので、これをもとにして、 年間21軒ということで予算計上をしております。 以上です。 松林議長 病院事務長。 答弁 病院事務長 平野議員の病院費、21ページの八戸圏域連携中枢都市圏医師派 遣事業費の負担金について、お答えいたします。なお、この質問に (田中貴重君) ついては、PRにつながるありがたい質問だと承っております。あ りがとうございます。 まず、医師派遣事業でございますけども、今回整形外科医の派遣 をお願いいたしまして、毎週木曜日の午後1時半から4時までの診 療時間で、八戸市民病院から医師を派遣いただいております。今年 度分35回分を予算化しておりまして、その分を今回医師派遣事業 として補正をかけさせていただきました。 以上であります。 松林議長 農林水産課長。

答弁

農林水産課長 (西舘道幸君)

それでは、平野議員の22ページの6款1項2目の農業総務費の 畑地化促進事業補助金に関わる部分での周知の方法と、今回以外に もなかったのかというご質問です。

1点目の周知の方法でありますけども、この事業につきましては、国の令和4年度の補正予算ということで提示がありまして、今年の2月に説明会を開催しております。これは経営所得安定対策の交付金を受けている農業者を対象に、各中学校区ごと3カ所で説明会を開催して、今回の畑地化の事業をやるかやらないかという要望をその場でとって、ある程度、1週間ぐらいの期間中に取りまとめの必要がありましたので、希望者を取りまとめて、一旦国に報告をしておりました。その後、正規には令和5年度の経営所得安定の申請の際に、再度明確な今年度畑地化やるかやらないかという部分を含めて聞き取りをして、今回の申請に至っておりますので、周知方法としては、説明会と文書での個別通知という内容になります。

先ほど個人41名ということでしたが、数えたところ、法人が5件とそのほか36名が個人の方となっております。今回の申し込みで、実際には134人の方が畑地化の申請をしておりました。ただ、第1次採択ということで、国からは今回41名の方が採択ということで、今後秋に向けて、国としては補正予算なりで、今後希望者の方には対応したいということで、今その採択の有無については待っている状況になります。

今回の土地改良区の決済金につきましては、今回限りの部分もありまして、結構希望者等もあるわけなのですけども、あくまでも決済金は、土地改良区の賦課金を納めている方、これが耕作者なのか消費者なのか分かりませんけども、どちらかになるかと思いますが、そちらの承諾を得た上で、土地改良区に申請して、土地改良区の了解を得られれば、今回の決済金の補助金を改良区に、町を通じて、町と言いますか、実際には地域再生協議会というところを通じて、改良区さんにお支払いするという流れになっておりますので、今後第2次採択が残りの方全員がなれば、再度12月補正において、同じような補正が発生するということになります。

以上です。

松林議長

答弁漏れありますか。

11番。

質疑

11番

(平野敏彦君)

今各課長から答弁をいただきました。

トータル的にバスの借り上げは、最終的に1,500万が支出される見込みということで理解をしていいか、ここ1点。

それから、空き家の管理システムですけれども、前にも空き家に ついては、私が質問しましたけれども、その後27年度403戸あ ったのが、それからはもうほとんど手つかずの状態という、今新聞 等見ますと、非常にこの空き家の対策、そしてまた再利用する自治 体、ニュースになってマスコミ等でも出ています。当町にあっても、 うちの町内でもそうですけれども、ほとんど使えるんだけども、子 どもが県外にいる。そしてまた、高齢者の方が亡くなって、空いて しまっているのが結構あるわけですよ。その辺、ちゃんと把握がさ れていると思ったら、されていないということですから、今このシ ステムの改修についても、下水道の多分料金支払いとか、そういう のの確認で、ここは使われている。使われていないという確認をし ているのかなと思っていますけれども、これらの対応は、本当にこ の業務の改修委託をしただけで改善されるのかどうかというのは、 町長、どう思いますか。これ町を上げて、やっぱり対策を講じない と駄目だと思うのですよ。町長の考えをここでお聞きしたいと思い ます。

それから、14ページの甲洋・下田小学校区の子育て世代の部分については、私は非常に事業効果というのは高いなと思います。実際に8軒の中古が1軒、9軒あるということで、まだこれからも私は増えていくのではないかという期待をしております。

この前、ヴァンラーレのナイターの試合のときに、町長が行って、 試合前にPRしていました。子育で支援で、おいらせに来れば、う ちを新築したりなんかすれば、こういうふうに助成措置があります よ。ぜひおいらせに来て住んでほしいというのを、私も会場に行っ ていまして、やはり先頭になって取り組んでいるなという熱意を感 じたわけで、ぜひこれについては、もっとPRをして定住促進につ なげていきたいし、また子どもの少子化の対策として、大きな効果 が期待されますので、この辺の取組についても、今後のPR方法、 そういうのがあったらお聞かせいただきたいと思います。

それから、21ページの衛生費のところの病院費については、事 務長から資料提供をいただいて見てみました。 今言われたように、整形外科を木曜日派遣してもらうということで、町民にとっても、特に高齢者にとっては、整形は非常に貴重な機会になるのではないかと。病院経営にも、大きくプラスするものと期待をしておりますので、ぜひここのところは、病院として対応をよろしくお願いしたいと思います。

それから、22ページのところ、6款1項の農業総務費のところですけれども、今課長から1回目の8番、9番の質問からいったら、もっと中に入った形で答弁いただいています。

全体的に134人の申請があったのだと。私は、これは改良区に申請をしなければ、了解を得なければということですけれども、耕作面積が例えば1,000平米とか、それから大きいのですと1万平米とか5,000平米とか、5反歩とか6反歩、3反歩とか、そういう小さい面積でも、改良区に申請することによって、第2次の採択が可能なのかどうか。これによって、私いろんな意味でPRをすれば、まだまだ134人は150人とか何ぼに増えると思うのですよ。だから、この辺の取組を今後どうするのか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

松林議長

町長。

答弁

町長

(成田 隆君)

まずもって、空き家対策です。今、平野議員が言ったように、うちの集落にもあるよということでありますので、各集落を見渡せば、平成27年ですか。それからもう7年以上たっているわけですので、多分増えているでしょう。そういう部分も含めて、再度各集落、町内会長さんたちと相談しながら、聞き取りをしたいなと思っております。

また、そういう部分で、売れない・売る・貸す、あるいは壊すのだとかって、いろんな条件が出てくると思いますので、そういうことも含めて調査しますので、しばらく時間いただきたいなと思っております。

そしてまた、定住助成につきましては、私が考えている方向に向かって、平野議員がおっしゃったように、うまくいっているのかなという気がしております。

また、町を何で売り込めばいいかなということで、先般のヴァン

ラーレのサンクスデーに行ったとき、少し宣伝はしましたけれど も、そういう部分も含めて話聞いていて、また来てくれる人が1人 でも2人でもあればいいなという気がしております。

そしてまた、農家の畑地化ですか。これは改良区なんていうより も、本当であれば希望者が農業辞めて畑にしたいというのがあれ ば、改良区と相談しなければならないでしょうけども、本人の権利 であると思いますので、こういうことも含めて、改良区にも強く要 望しなければならないと考えています。

そういうことで、私の答弁ここまでかな。ということで、終わります。

松林議長

総務課長。

答弁 総務課長

(成田光寿君)

12ページ、バス借上料の年間見込みに関して、お答えいたします。

当初予算は1,500万円で措置しておりましたので、今回500万円を追加計上で、都合2,000万円ぐらいになります。当初1,500万円予算措置した中で、4カ月経過して約1,000万円、要は3分の2支出いたしまして、今回増額、追加補正するものであります。

見込みにつきましては、コロナ前のピーク時は約3,000万円 ぐらいまでいっておりましたが、コロナ禍の令和2年、令和3年あ たりは500万円から700万円ぐらいと、かなり1,000万円 を下回る状況でありました。それが昨年度は約1,600万円ぐら いということで、かなり持ち返してきた数となります。今年度につ きましては、恐らく2,000万円前後で推移するのではないかと 込んでおりますが、万が一、不足する場合は、今後の補正対応にし ていきたいと考えております。

以上です。

松林議長

農林水産課長。

答弁

農林水産課長

(西舘道幸君)

それでは、平野議員の畑地化支援の件ですけども、さらに募集を かけて募れば、もっと対象者が増えるのではないかというお話でし たが、これにつきましては、先ほども言いましたように、4月の受

け付け段階で、もう既に申請の受け付けは終了しておりますので、 対象者につきましては、先ほど言いました134名の方が今申請し て、そのうち41名の方が採択になっているという状況ですので、 さらに追加でという申請はできないということになります。 以上です。 松林議長 11番。 質疑 ありがとうございます。 11番 (平野敏彦君) 農林水産課長に再度確認しますけれども、今年度はもう追加申請 はできないと。この制度的な部分からいったら、また来年も継続さ れる可能性というのはどの辺にありますか。 町長が私は言っているのはよく分かるのですよ。本当にそうだ と、私は思いますよ。農家の方はやっぱり特に畑地化したものは、 田んぼに返せないのですよ。ですから、そういう意味では、改良区 の申請もそうですけれども、本人の意向をちゃんと酌んで、町でま とめて改良区に出すとか、そういう手順があっていいのではないか と思うのですけれども。来年度の見込みを課長、お知らせいただき たいと思います。 松林議長 農林水産課長。 答弁 農林水産課長 では、お答えいたします。 (西舘道幸君) 来年度の見込みということですが、今のところは今年度限りの事 業と聞いております。 たまたまですが、本日、国の来年度の経営所得に対する説明会を やっている最中ですので、その中で、ある程度の来年度の骨格とい うものが示されるかと思いますので、それを見て次年度以降また対 応するということになるかと思います。 以上です。 松林議長 ほかにございませんか。14番。 質疑 今の畑地化促進事業補助金の関係で、この農家の経営所得安定対 14番 (西館芳信君) 策につきましては、私昨年の12月、一般質問で取り上げて質問し

ました。そして、畑地化対策についても触れた記憶があります。

今平野さんから宣伝するに、もっともっとやったらいいのではないかなということで話ありましたけれど。あのとき質問したのは、私 6, 000万円だか7, 000万円だかの獲得した予算全て、その事業やってくれた人たちに対して、全部還元できましたかと言ったら、全部できましたということでした。その対象の人数が何名だったかちょっと忘れたんだけれど、そのときの人数と、今年の人数を比べてみれば、恐らく所管課として努力したというのが明らかになると思いますので、去年の数と今年の数をまず知りたいというのが1つです。

それから、もう一旦やったのは、もう田んぼに戻らないよという こと、質問者の中にも、話の中に出ていましたけど、まさしくそこ がネックであって、つまり本来であれば、田んぼを地目変更登記し て畑にしなければならないと。農業委員会では農地が田んぼから畑 になるのは、何ら問題はないわけです。どうぞどうぞと、何も恐ら く干渉しないと思います。

ただ、これが改良区ということになりますと、物理的に水が入らないようにして、田んぼは今まで低かったんだけれど、畑にするのだったら、50センチは最低上げるために土を入れてくださいと。そうすれば、地目変更認めますよというところもある。稲生川みたいに所帯が大きいと少しぐらい欠けても、自分たちの財政にあまり響かないからいいよいいよということで、寛容なところもある。それぞれ改良区によって違うのです。

国が今度は、今年から地目変更登記のお金も助成しましょうとなっているはずです、たしか。そうすると、協議はする形はするけれど、果たして、これによって農家そのものは畑地化ということで非常にいいことだけれど、改良区にとってはたまったもんではないというマイナスの面が出てくるわけですよ。それを、果たして協議して云々なんて、そういう軽い言葉でできるかなと、私なりの不安要素はかなり強いものなんだけれど、その辺、担当課長として西舘課長どう考えますか。お願いします。

松林議長

農林水産課長。

答弁

農林水産課長

それでは、西館議員の最初の質問ですけれども、畑地化の昨年度

(西舘道幸君)

の実績ということでよろしかったですか。

昨年度の畑地化は41件ということで、今年の第1次の査定と言いますか、採択と同じ、これは偶然ですけども、同じ人数になっておりまして、ただ今回はさらに条件がよくなった関係で、先ほど言ったように、申請者はさらに134名ということで増えてはいます。ただ、今後それについては、採択がどうなるのかという状況かと思います。

あと、次の地目変更の部分については、ちょっと私勉強不足で理解できなかったのですけども、いわゆる田んぼから、地目を畑にするという場合の地目変更の登記料が、国が持つということなのでしょうか。その辺は、私初めてと言いますか、勉強不足で理解しておりませんけども、改良区さんで、地目変更を登記するということになれば、恐らく地目変更登記を先に登記所にすることになると思います。

そうすると、その地目変更登記をしないと、改良区さんは賦課金、いわゆる決済金、改良区から除外をすることができないとは聞いておりましたので、そうなってくると、恐らく改良区としても今後の経営に、受益者が減ることになりますので、経営を圧迫していくということになることと思いますので、どういう場所を地目変更するのかによるかと思いますけども、ある程度固まった水田エリアについては、やはりなかなか地目登記を、変更登記を改良区でも認めるということは、難しいのかなとは思っております。

また、今の畑地化の決済金の部分についても、ある程度集団化した形、隣同士が畑地化しますよとか、改良区でもある程度固まったエリアが畑地化するのであれば、決済金を認めますとなっておりますので、ある程度集団的にそのエリアが水田から除かれるということであれば、改良区さんも、その辺を検討しながら決済金、受益地から抜けるということは、可能ではないのかなとは思っております。

以上です。

松林議長

14番。

質疑

14番

(西館芳信君)

経営所得安定化の対策については、例えば昨年は高収入の作物を 植えれば、トウモロコシとかそういうのが10アール当たり15万 円近いお金が得られるとかということで、それに飛びついた人たちもいた。だから、2回目の今回は、それは、数は限られているかもしれんけど、それなりの増える人がいるのではないかなと思いました。そしたら、131という数字を聞いて、それなりに努力したんだ。41というのには落ちついたのかもしれんけれど、それなりのPR策が効いているのかなと自分では感じました。

それから、改良区と明らかに国、それから農家の地目変更という ことについては、利益が合わない部分があるわけですから、そんな に簡単に私は行くとは思っていません。

ただ、課長のところで、国から地目変更等についての援助がある よというのは、課長のところで情報が伝わっていないというのは、 私の勘違いではないんだ。多分もので見ているから。

ということで、土地改良区とちゃんと、特に小さいところの改良 区については、本当に厳しいですから、その辺上手に話しして、農 業者のために頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

松林議長

ほかにございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、第1款から第6款までの質疑を終わります。

次に、第7款商工費から第10款教育費までの質疑を受けます。 給与明細書、地方債に関する調書を含みます。

説明書24ページから36ページになります。また議案書30ページから31ページの第2表地方債補正も含みます。

質疑ございませんか。

10番、大変お待たせいたしました。どうぞ、ゆっくり質問してください。

質疑

10番

何度も何度も申し訳ございません。

(日野口和子君)

私先ほどから申し上げていたのは、阿光坊古墳の件でございまして、阿光坊古墳の看板が古くなっているということと見にくいということ、町民から言葉いただき、電話もいただきました。そして、どうなっているのか確認するのに、こっちから十和田方面に向かって走っていたんだけど、確かに右手にあるはずの看板が見えない。

それで、町長のとこからUターンしてまた見たら、左手に見えるのですよね。十和田から来る人は見えるけど、ここから行く人は見えないという、そういう看板の置き方というのはいかがなものでしょうかというのと、またやっぱりその看板があるところから、そこに上っていくんだろうけども、私たち、ちょっと見ると、細くて歪んでいて、真っすぐではないし、坂を上がっていくような、そういう道路でもあるから、道路の整備も重ねて考えてもらいたいと思っています。分かりやすくて、安全に行けるような道路整備等も考えていただければなと思って、看板とともに、いかがでしょうか、町長。

松林議長

社会教育·体育課長。

答弁

社会教育·体育 課長

(三村俊介君)

それでは、お答えいたします。

阿光坊古墳群へ行くときに案内する看板の件だと思います。仮設と言いますか、土のうでまとめて固定しているような状況で、現在両方大体2つから3つぐらいあるかと思っておりました。

その看板については、当初は古墳群、古墳館ですね。古墳館整備 したときに、最初、大体5年から6年ぐらいたったら更新するとい う話があったと聞いておりました。大体五、六年ぐらいたっている 状況ですので、再度、もう一回どのような状況か確認するとともに、 見づらいということであれば、置き方とかその辺も含めて確認した いと思っておりましたのでご理解いただきたいと思います。

あと、もう1点、今度古墳群に向かう道路ですね。あそこが非常 に細いし、車が非常に通りづらい道路だというご指摘かと思いま す。

こちらも、当初の話になりますけども、いろいろなルートを検討した経緯があります。そういった中で、やっぱりあそこに至る道路が、どの道も細いというのがあります。といった中で、最適な道路として、今の道路をまず採択したという経緯がありますので、なかなかあの道路を拡幅するという今話ありましたが、それも道路整備も絡んでくる話で難しい話かと思いますので、その辺は今のルートで、何とか行っていただくような形で、これからもお願いしていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

松林議長

10番。

質疑 答弁

[疑 10番

(日野口和子君)

看板の件、道路の件、阿光坊古墳館にも行って、見えにくいとか何とかって話をしたのですよ。その後で、小谷地さんからもお手紙いただきました。それで、看板の整備をするのに五、六百万円かかるということなのですけども、町の大きな誇りと思う古墳があるのですから、それだけのお金かけてでも、少し道路も整備、町長の家から行けるようにすれば一番いいんだろうけども、そういうふうにして、それぐらいの道路幅も考えて整備できないもんかなと思っています。

松林議長

地域整備課長。

地域整備課長

それでは、お答えいたします。

(桒嶋泰幸君)

まず、道路整備につきましては、現在当課、道路管理者として、 拡幅とか道路利用上、整備の予定はございません。

ただし、議員おっしゃるとおり、今非常に狭隘な状況というのは 当課でも確認しております。今後、狭隘なところ解決するには、過 去にも事例あるのですが、例えばそこの沿道沿いのうちの人がうち を建て替えるとかそういった場合に、ぜひ拡幅のために協力してい ただけないかということでご相談する形、今回間木のところ、踏切 のところもそういう形で、若干お譲りいただいたのですが、そうい う形で検討はさせていただきたいと考えております。

以上です。

松林議長

社会教育•体育課長。

答弁

社会教育・体育 課長

(三村俊介君)

それでは、私から看板の件について、答弁したいと思います。

議員おっしゃるとおり、国道に設置するとなれば、やっぱり国の許可を得て設置するということは可能なのですけども、やはり当時で600万円ぐらいかかるという試算が出ておりました。経費がそのぐらいかかるということで、今仮設の看板を設置するという状況になっております。国の補助金があるということであれば、当然こちらでも情報収集はしておりますけども、遺跡の整備とか終わっている状況ですので、こういった中でまたあるかどうか。その辺含めて、情報収集努めていきたいと思います。あればそちらの活用でき

		ればと思っておりますが、なかなか難しいのではないかなと思って おります。 以上です。
	松林議長	10番。
質疑	10番 (日野口和子君)	難しいのは重々承知しておりますし、ご苦労さまだと思っております。ですけども、それで難しいと諦めないで、引き続きこれを進めていってほしいと思います。お願いします。 以上です。
	松林議長	15番。
質疑	15番 (吉村敏文君)	先ほどはどうもすみませんでした。 私は1点、25ページの土木費の中で、12節かな。町道線支障 木材伐採業務委託料とあるのですが、この内容について、少し説明 いただきたいと思います。
	松林議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長(桒嶋泰幸君)	それでは、お答えいたします。 まず場所ですけども、町道向山・後谷地線。場所としますと、カワヨグリーン牧場あります。それに面した南北の町道になります。 あの町道と、あとその西側に青い森鉄道並行して並んでおりますが、青い森鉄道と町道の間の土地が町の管理地になっておりました。今回、その管理地から木が、枝が道路に影響してきて、住民等から車にぶつかりそうだということの苦情が多かったものですから、そこの区間、距離にしますと約2キロ程度ですね。道路に出た枝を伐採するということの内容になっておりました。 以上です。
	松林議長	15番。
質疑	15番 (吉村敏文君)	分かりました。あそこは町有地になっているわけですね、私もちょっと分からなかったのですけど。私、今ここで質問したのは、そ

ういう大きいところではなくて、各町内会においてでも、こういうものがあるのかどうか。町道ではないような気がするのですが、これちょっとずれるかもしれませんけども、非常に道路が狭い。いろんな民家でも枝が出てきている。そうすると、消防車の通行とか、除雪車の形も支障が来たすのですけども、家の方にお願いしてもなかなか頼むところがないと。高齢化も進んでいるのでシルバーにもお願いしても、なかなか高いところをやってくれないという形もあるので、これは私も相談受けたのですが、どこにお願いすればやってもらえるのかなという相談も受けましたので、私本当はそっちで聞きたかったのですけれども、この質問のところはちょっとずれちゃうと思うのですが、参考までに、そういった場合は、どこらに町民の方が相談に行けばいいのか。窓口はどちらになるのか教えていただきたいと思います。

松林議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長 (葉嶋泰幸君)

それでは、枝が道路等に伸びた場合に伐採するのに、どこにお願いすればいいかということですけども、今回、当課としますと、一番最初に聞いていたのは森林組合さんですね。上北森林組合さんに木の代金、使えるような木があれば、その代金と精査して、何ぼかでも安くできないかということでご相談させていただいております。

ただ、単発的に数本枝がはみ出たとか、そういうのは森林組合さんでなかなか対応しづらいのかなと思われますので、その後、今回見積書をとったのは建設業者、地元の建設業者から相談して、見積書をとって、今回500万円ということの予算計上させていただいておりました。

以上になります。

松林議長

15番。

質疑

15番

(吉村敏文君)

分かりました。その辺のところは重々分かるのですけど、私が言っているのは、俗に言う生け垣があるのですけれども、そういうものをもう高齢にもなってきているので、なかなか自分たちではできないと。そして、シルバーさんにお願いしたら、そういう高いとこ

ろに上る作業は受けないと言われて、非常にみんなに迷惑かけてい るんだけども、どこにお願いすればいいかなという話になってきた ものですから、そういう窓口が町であるとすれば、どこの窓口かな ということをお聞きしたいと思います。 松林議長 地域整備課長。 答弁 地域整備課長 お答えいたします。 まず、町の窓口としますと、道路にはみ出た枝につきましては、 (桒嶋泰幸君) 地域整備課が担当になりますので、地域整備課までご相談いただけ ればと思います。 ただ、道路以外の民地同士から、例えば隣のうちの人からの枝が 困っているという場合は、別途担当課が違います。今町の担当課と しますとまちづくり防災課、空き家・空き地の関係のまちづくり防 災課ということになります。 以上となります。 松林議長 ほかにございませんか。 7番。 質疑 7番 体育施設で、ちょっとご質問したいと思います。 (澤上 訓君) 30ページです。たしか最初の説明であれば、委託料のところで すけど、これは設計委託料ですが、両体育館ですね。いちょう公園 と、それから町民交流センターの照明器具を、たしかLED化する ということで、説明先ほど受けましたけども、またその下のいちょ う公園テニスコート照明灯改修工事費、これも照明そのものはLE D化というものにするのかどうなのか。その辺のところも併せてお 願いいたします。 それから、このスポーツ施設、大変電気料がすごいなと。私は以 前、月二、三十万円、もっといったかな。そのぐらいのすごいお金 がかかっています。LED化することによって、これが年間どのぐ らい削減できるのかなということで、分かりましたら、そこのとこ ろもお願いいたします。

社会教育·体育課長。

松林議長

答弁

社会教育・体育

課長

(三村俊介君)

それでは、お答えいたします。

30ページの2の体育施設費の委託料の部分になります。こちらに、いちょう公園の体育館の照明器具の改修実施設計と、あと町民交流センターの照明器具改修実施設計委託料があります。これは議員おっしゃるとおり、2つの体育館のLED化に向けての実施設計の委託料になりますので、そちらの委託料になります。

併せて、テニスコートの照明灯の改修工事費とあります。こちらについても、この増額分789万6,000円については、テニスコートの照明のLED化の工事費の追加分の費用になります。

こちらについては、当初予算で予算措置しておりましたが、当初から時間がたちまして、資材の高騰ですとかいろいろ、仕様の変更も一部ありました。LEDもいろんな仕様がありまして、テニスコートに最適な仕様ということで積算したら、やはり金額が大きくなりました。そういったことで、この分を増額したということになります。

最後に、どの程度電気料が削減になるのかというお話がありました。こちらにつきましては、体育館とか交流センター全体の電気料として、こちらは東北電力に払っておりましたので、どのくらいというのは正確には言えませんけれども、いろいろとLEDとかそういったものの仕様で、例えばこのLEDの1日当たりの想定使用時間、あと電気消費量、開館日数とか、あと最大稼働率、そういったものを勘案して、想定になりますけども、大体70%程度削減できるという試算にはなっています。ただ、これもあくまでも、体育館と交流センターだけのものになります。テニスコートですね。それ以外は、まだLED化しておりませんので、その辺ご了承いただきたいと思います。

松林議長

いいですか。ほかにございませんか。

11番。

質疑

11番

(平野敏彦君)

25ページの8款道路橋りょう費の、先ほど15番、それから質問があった町道の沿線の支障木の伐採の件ですけど、同じ町道で、町がやるのと、それから二川目の町内会では、春の清掃のときに要望が、ここのところがはみ出して、通行に支障がありますというの

は、町内の中の道路ですね。その部分では、消防に委託をして、伐 採をして清掃する日にやっているのですけれども、吉村議員も言っ ているように、冬場の除雪、それから災害発生時の救急車、消防車、 そういうものが、はみ出していることによって、現地に到着できな いような事態になっている場合もあるわけですよね。

実際に、町道の場合は町がやるんだけれども、町内にある町道だって同じなわけです。そういうものについては、私は町内会でできる範囲内については、町内会に委託をしたらどうかと。

やはりそういうことによって、高齢者世帯がいっぱい増えることによって、自分では管理できないというのがあるわけですよ。それで、シルバー人材にお願いしても、高いところは駄目だと。シルバーも高齢者ですから、何メーター以上高くなれば、もうとてもじゃないけど対応できないということで断られたということが、事例がいっぱいあるわけですよ。

ですから、この辺を各町内会とのいろいろな意味で交換する機会あるわけですから、町長が言っているように、もっと現地、現場に即したような形で対応してもらうと。そのためには地域の町内会、そういう人方と、あと二川目の場合は、消防の若い人がいっぱいいるから、消防にお願いして伐採してもらっているのですけれども、やっぱりそういうものも活用しながらやってくとか、新たな方法なり、そういうのを検討する考えがないかどうか。ここひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点、30ページのところの体育施設のところですけれど、いちょう公園バスケットゴール保守点検が18万7,000円で、その下に、いちょう公園バスケットゴール撤去委託料が19万4,000円とあるんですが、保守点検してゴールを撤去するのかと、ちょっと私疑問を持ったので、ここのところを説明いただきたいと思います。

松林議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長

(桒嶋泰幸君)

それでは、お答えいたします。

まず、平野議員からご質問ありました町内会の委託ということで、非常にいいご意見だなと思っております。今、町では、そういった声からパートナーシップ、町内会等との委託契約によるパート

ナーシップ、除草ということで事業を進めさせていただいておりました。

基本的に町の草刈りについては、交通量が多い道路とかが基本になるわけですけども、どうしても細かいところは、町でそこまで対応できない場合がありますので、地元の町内会さんとそういった契約を結んで、今除草なり草刈りをお願いしているというところになります。

ただ、今のご意見ですと、草刈りの作業の基本的なところは、草刈り機械によるものですので、高木とかそういうものにはなかなか対応できていないような委託内容になっておりましたが、やはり我々もそういった民地から、あと道路からのそういった高木とかの伐採については、年々増えてきておりますので、そこら辺は今の委託内容のところを町内会と相談しながら検討させていただければと考えております。

以上です。

松林議長

社会教育 • 体育課長。

答弁

社会教育・体育

課長

(三村俊介君)

それでは、お答えします。

委託料の部分ですね。いちょう公園の体育館のバスケットゴール保守点検業務委託料と、いちょう公園体育館バスケットゴール撤去委託料、2つあるということで、こちらについてですけども、まずは撤去の委託料の部分については、いちょう公園体育館にバスケットゴール全部で4基あります。そのうちの1基が、バスケットゴール自体45年以上経過しているのですけども、そちらが、キャスターの部分がちょっと破損したということで、そちらをもう撤去しようということで、撤去委託料を予算措置しております。こちらについては、もう修繕も不可ということで、修繕できない。耐用年数過ぎているということで、撤去するということになります。

保守点検の委託料ですけども、残りの3基についても、同じよう に耐用年数経過して、非常に年数たっているということで、3基も このタイミングで点検しようということで、点検委託料を措置して おります。

以上です。

	松林議長	11番。
	744个哦文	↓ ↓ (田 ₀
質疑	11番	地域整備課長の言う町内会とのパートナーシップを進めていく
	(平野敏彦君)	ということでは、理解をいたしました。
		ただ、非常に高齢者世帯が増えて、自分の敷地内というところと
		いうのは、手をつけられないというのも結構あるわけですよ。です
		から、その辺の実態も町として把握をして、どういう形で対応して
		いくかというのも、これから必要になってくると思いますので、よ
		ろしく検討してもらうようにお願いしたいと思います。
		- それから、今課長から説明あったバスケットゴール、もう耐用年
		数過ぎて、とてもじゃないけども、前の国体のときに設置したわけ
		ですよ。45年も使えるというのは、これはもうプレミアつきです
		よ。やっぱり子どもたちが安心・安全に使える。そして、町民が安
		心・安全に使えるような条件整備をしていくということでは、やっ
		ぱり1基廃棄ではなくて、全て廃棄して更新すべきと私は思います
		ので、町長、この辺頭に入れておいて、ぜひ予算措置については配
		慮していただきたいと思います。
		^
		 水槽の撤去工事費が11万4,000円、9款の消防費であります。
		 これは既存のやつをなくするということで解釈していいのか。
		 それと、二川目四丁目に、防火水槽を新設してほしいという要望
		 の声が私のところにあるので、向こうにも家屋が結構建ってきて不
		 安だという声がありますので、これらはどういう将来進めるのか確
		認をしたいと思います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災	防火水槽の質問がありましたので、お答えします。
	課長	今回の撤去工事につきましては、私有地を借りて設置している場
	(田中淳也君)	所でありまして、その所有者の方がその土地を使いたいということ
		から、今回撤去工事をするものになります。
		それから、今防火水槽を設置したいという要望あるということ
		で、それ後からお伺いしたいのですけども、水利の状況につきまし
		ては、おいらせ消防署と協議をして、ここ水利足りないから防火水
		槽がいいか。消火栓がいいかという相談をしながら、防火水槽・消

火栓ともに、誰の土地で、設置できるかどうか。そういった協議も しながら、水利の確保に努めているところですので、今回の要望が あったのは、後でお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

松林議長

ほかにございませんか。

1番。

質疑

1番

(小向幸祐君)

何件か確認と、ちょっとずれるかもしれないのですが相談と。

25ページ、8款2項1目の、先ほど出た12節町道沿線の関係、 町道ではないのですが、問い合わせ先というか、地域整備課さんで、 相談すると対応してくれるかどうかというのを確認したいのが、最 近あったのが、国道なのですけれども、月見旅館さんから馬場自動 車さんに抜けるところの、こちらから向かうと左側歩道ですね。あ そこ中学生がよく通るのですが、草が大分生えていて、自転車とか 通学使うときに結構当たって痛いという話が出ていました。国道な ので直接関係がないかと思いますが、地域整備課さんから働きかけ ができるかどうか。どういうものかというのを一度確認したいで す。

あと続けて、2目の18節私道整備補助金ということで、700万円追加で、トータル1,000万円ということなのですが、鶉久保と緑ヶ丘地区の補助金の増額ということで、どのくらいの整備の補助金を見込んでいるかというのを、住民主体で実施する私道整備に関する補助金の増額ということなので、実際何パーセントかの補助という形にはなるかと思うのですけど、そこ詳細教えていただきたいです。

ほかに、私道の問題は結構あちこちであるようで、こちらでも聞いていると、木ノ下地区・錦ヶ丘地区、近くだと本町六丁目地区でも、私道のそういう問題が、何件か声がかかっていましたので、それも含めて、参考に確認させていただきたいです。

以上です。よろしくお願いします。

松林議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長

(桒嶋泰幸君)

それでは、お答えいたします。

国道45号の歩道に生えてきている雑草と申しますか、草刈りで

す。今、議員から、問題とご意見いただきましたので、本議会終わったら、私どもからも、こういった議会でのご意見があったという ことで、国道の管理している事務所にご連絡するようにいたします。

2点目の私道整備です。まず、内容ですけども1つ目が鶉久保地 区、通称夏堀団地と言われているところ、こちら昨年度側溝整備、 私道整備を活用しております。

今回そこのところを、砂利道ですけれども、延長にしますと 1 1 0 メートルの舗装ということで、事業費は 5 0 0 万円ということで見込んでおりました。

2点目ですけども、緑ヶ丘地区ということで、こちらについては、 なむ南無プラザ、北部にあるのですが、そちらの西側の私道になり ます。全体の延長としますと148メートルになりますけども、今 年度は80メートルの施工ということになります

こちら、いずれも申請者から、住民の合意等がおおむねとれたという事前準備が整いましたよということで要望、申し入れがありましたので、今回補正に上げたということになります。

続いて、私道整備の補助要件ですけども、詳細については、また後日、当課に来ていただければと思いますけども、大きなところとしますと、道路の幅員が4メートル以上かつ延長が20メートル以上であること、1以上の舗装された町道に接続し、一般住宅が3戸以上、賃貸は除きます。一般住宅が3戸以上、そこに建っていること、あと私道及び隣接する所有者の同意があること、また私道の所有者が法人ではないことということが、主な要件になっておりました。

以上となります。

松林議長

1番。

質疑

1番

ありがとうございます。

(小向幸祐君)

補助となると、全額ではないですよね。補助には、例えば100 万円かかるとすると、50万円は補助しますよという、一応確認です。

松林議長

地域整備課長。

答弁	地域整備課長	大変失礼しました。答弁が漏れておりました。
	(桒嶋泰幸君)	補助金ですけれども、舗装工事につきましては、2以上の町道に
		接する場合、表層アスファルト舗装が5センチ、あと路盤が40セ
		ンチまでは100%町で補助しますよと。1つの町道に接する場合
		ですね。そちらは、表層5センチ、路盤15センチまでは100%
		補助と。ですから、そこに、例えば両側に側溝入れたいとか、もっ
		と路盤厚くしたいとかとなれば、町からそれぞれそこの内容を見
		て、それ以外のものは50%とかいう補助になります。
		以上です。
	松林議長	1番。
質疑	1番	ありがとうございました。後で伺います。
	(小向幸祐君)	以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、第7款から第10款までの質疑を終わります。
		以上で歳出についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第41号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(2)(12 - 14)	
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		暫時休憩いたします。2時45分まで休憩いたします。
		(仕箱 ケ然 の味のの八)
		(休憩 午後 2時29分)
	Ī	,

	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午後 2時45分)
	松林議長	日程第9、議案第42号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特
		別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		町民課長。
当局の説明	町民課長	それでは、議案第42号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特
	(松山公士君)	別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。
		議案書の32ページから34ページ、別冊の特別会計補正予算に
		関する説明書5ページから12ページになります。
		本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,453万2,000円
		を追加し、22億5,495万7,000円とするものであります。
		主な内容は、歳出では、前年度保険給付費等の実績精算に伴う県
		費返還金を計上する一方、歳入では、国民健康保険事業基金繰入金
		を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。
		以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
		これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。
		質疑は、事項別明細書により行います。
		特別会計補正予算に関する説明書7ページから12ページにな
		ります。給与費明細書も含みます。
		質疑、ございませんか。
		14番。
質疑	14番	今県費返還云々と言いましたけど、それは8ページの普通交付金
貝炭	1 4 番 (西館芳信君)	の返還金のことですか。そうでなくて、あっても、普通交付金の返
	(H MB/J H / H /	還金、せっかく国が事業に適切だと思って交付したのを返還という
		のは、どういう理由なのか聞かせてもらえればと思います。
	松林議長	町民課長。

答弁	町民課長	西館議員の質問にお答えいたします。
	(松山公士君)	先ほど主な内容の説明で言いました県費返還金の返還について
		は、歳出の10ページの1,293万2,000円になります。
		一方で、歳入の先ほどお話がありました8ページの524万8、
		│ │000円ですね。これが県から入ってきまして、これも含めて精算
		│ │したものを、歳出で1,293万2,000円として払うというも
		のでございます。
		以上です。
	松林議長	1 4 番。
質疑	14番	私がちゃんとつかみ切れていないのかもしれないのだけれど、一
	(西館芳信君)	 旦もらったものを返還するということでいいのですよね。そして、
		 それはいかなる理由でもって返すのですかということなのですが、
		お願いします。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長	お答えいたします。
	(松山公士君)	この返還金については、前年度末の2月の診療分の診療報酬の一
		定額については、概算額で計上しておりまして、実績額が一定額を
		上回った場合の差額は、本来普通交付金の対象とならない経費とい
		うことになりまして、その中には不当利得の返還金ですとか、第三
		者行為の求償徴収金なども含めた合算して、翌年度に返還すること
		になっております。
		以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番	そうしますと、これは例年普通にやられていることということ
	(西館芳信君)	で、国・県あるいは私どもの町のミスだとか、そういうことでは全
		然ないと解釈してよろしいのですね。
	松林議長	町民課長。

答弁	町民課長 (松山公士君)	そのとおりでございます。これは、どの市町村でもこういう形で やっております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。
		以上で本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第42号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		日程第10、議案第43号、令和5年度おいらせ町奨学資金貸
		付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		学務課長。
当局の説明	学務課長	それでは、議案第43号について、ご説明申し上げます。
	(福田輝雄君)	議案書35ページから37ページ、別冊特別会計補正予算に関す
		る説明書の13ページから17ページになります。
		本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3万3,000円を追加し、
		歳入歳出予算の総額を2,190万1,000円とするものであり
		ます。
		その内容につきましては、歳出では、奨学資金積立金を3万3,
		000円増額し、歳入では、寄附金を3万3,000円増額するほ
		か、令和4年度決算に伴い、前年度繰越金を43万8,000円増
		額し、一般会計繰入金を1万円、奨学基金繰入金を42万8,00 0円、それぞれ減額するものであります。
		○□、で4Uで4U例例りるもVノでのサまり。

以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

説明書16ページから17ページになります。

質疑、ございませんか。

11番。

質疑

11番

(平野敏彦君)

私はこの補正額が3万3,000円、内容見ますと、寄附金3万3,000円があって、これはまだこれから寄附される可能性もあるのではないかと、私は思うのですけれども、実際に、今の9月でこの補正をしなくても、もっとたってから、12月とかある程度たって、寄附金の見込みが、もうこれ以上増えないなとか、そういう状況のところで予算計上したほうが適切ではないかと。今までずっとこの9月議会では、必ず10万円未満でばかり補正しているのですよ。だから、この金額的に言ったら、そんなに緊急的な部分でもないのではないかと私は思うので、例えば12月までに、いろいろな寄附の動向とか、そういうのを見定めて計上したらどうかなということで、私の考え方がどう捉えているか、1点だけ。

松林議長

学務課長。

答弁

学務課長

お答えいたします。

(福田輝雄君)

増額分の金額については、平野議員ご指摘のとおり、寄附金額の 増額になりますので、本来であれば軽微なものという取り扱いでい けるのかなという考えはあります。

ただし、実は、先ほどお話ししたように、決算に伴う繰越金の金額の要は歳入の組み替えがありますので、正直な話をしますと、3月の段階でその組み替えを行うときに、決算に伴うというお話をさせてもらうときに、やはり議員さんの皆さんから、同意が得られるのかなと思うことを考えれば、やはりこの9月で決算が定まったということで、繰越金の部分の増減、または繰入金の増減を適切に行いたいという思いで、今回提出しているものでありますので、ご理解いただければと思います。

松林議長

ほかにございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第43号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第44号、令和5年度おいらせ町公共下水道 事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長。

当局の説明

地域整備課長 (桒嶋泰幸君)

それでは、議案第44号について、ご説明申し上げます。

議案書の38ページから42ページ、別冊の補正予算に関する説明書の19ページから27ページをご覧ください。

本案は、既定予算の総額から614万4,000円を追加し、予 算の総額を10億5,200万円とするものであります。

その主な内容につきましては、歳出では、令和4年度の精算に伴 う馬淵川流域維持管理負担金及び補助材料費を増額する一方で、歳 入では、一般会計繰入金を減額し、令和4年度決算に伴う前年度繰 越金と町債を増額するものであります。

このほか、下水道事業電算システム構築事業の変更に伴い、第2 表、継続費補正の総額と第3表、地方債補正1件の限度額について 変更するものであります。

以上です。

	松林議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書21ページから27ページになります。給与費明細書、継 続費に関する調書、地方債に関する調書も含みます。 また、議案書41ページから42ページの第2表継続費補正、第 3表地方債補正も含みます。 質疑、ございませんか。 14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	23ページの歳出始まるところ、1款の総務費の1項の1目に報償費として、受益者分担金云々ということで21万円が計上されておりますけれど、これ大体何名分ぐらいと見込んでの21万円でしょうか。お願いします。
	松林議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長(桒嶋泰幸君)	お答えいたします。 受益者負担金につきましては、毎年当初予算で見込みとして5,000平米×230円分、15万3,000円ということで計上しておりました。 今回、これまで実施したもの、また実施予定ということですけども、こちらの面積が1万1,820平米になりますので、今回21万円を補正しまして、合計の金額36万3,000円となるものです。 件数につきましては、申し訳ございませんが、当課ではあくまでも面積で押さえていましたので、件数につきましては、後日ご報告させていただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	後日報告ということですが、面積に対して計上される。そのとおりですよね。私の質問が、これは稚拙だったと思いますので、よろしいです。

報奨金というのが計上されているということですが、これよくよく考えたら、私ども、税ということに関しましては、その人の担税能力にしたがって、早く納めようが、一括して納めようが、その人のペースでもって納めればいいんだというのが基本的な考え方、それに基づいて、何年か前、納税貯蓄組合に交付するようなお金に関してはやめましょうということでやめたと。これに関しても、やっぱり一括で納めない人、あるいは納められない人と納められる人の公平性が妨げられているということで、日本中、公共下水道に関しても廃止しているところは、私は少なくないと思っています。

ですから、私たちのところも、これやめてもいいのでないかなと 私は思います。いかがでしょうか、それが1点。

それから、これ分担金に対する報償費ということですが、これが 負担金という名称になれば、公営企業会計上、云々、どうだこうだ というのをちらっと見たような気がしますけれど、不等記号で表せ ば、分担金が大きいから、当然分担金と表して自然だと思うのだけ れど、負担金という名称は全くふさわしくない。分担金でいいです ね。そこ確認の意味でお願いします。 2 点ですね。

松林議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長 (桒嶋泰幸君)

お答えします。

まさに議員おっしゃるとおり、一括納付する方に対しての報奨金ということで、一括できない人もいるわけで、この制度の在り方ということで課題があるなということで、今のご意見いただきまして感じました。

このことにつきましては、これから周りの周辺市町村と調査させていただきまして、当課の検討課題ということにさせていただければと思います。

負担金、分担金で、今回につきましては、受益者分担金になります。受益者負担金ですね。受益者分担金等一括の付与になっていましたので、等の中に受益者負担金も含まれますよということになります。

具体的なところと言いますと、実際的には、受益者負担金がおおむねこの報奨金については、金額を占めているという状況になります。

以上です。 松林議長 ほかにございませんか。 **「なし」の声** (議員席) 松林議長 なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第44号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第45号、令和5年度おいらせ町農業集落排 水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 当局の説明 地域整備課長 それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。 議案書の43ページから45ページ、別冊の補正予算に関する説 (桒嶋泰幸君) 明書の29ページから34ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額から445万1,000円を追加し、予 算の総額を1億3,996万6,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、県道維持補修工事に伴 うマンホール高さ調整の補修工事費及び補助材料費を増額し、歳入 では、一般会計繰入金及び令和4年度決算に伴う前年度繰越金を増 額するものであります。 以上で説明を終わります。 松林議長 説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

説明書31ページから34ページになります。給与費明細書も含みます。

質疑、ございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。

以上で本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第45号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第46号、令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

介護福祉課長。

当局の説明

介護福祉課長 (澤頭則光君)

では、議案第46号について、ご説明申し上げます。

議案書の46ページから48ページ、別冊の特別会計補正予算に 関する説明書36ページから44ページになります。

本案は、既定予算の総額に1億4,343万1,000円を追加 し、予算の総額を25億1,767万6,000円とするものであ ります。

その主な内容でありますが、歳出では、前年度介護給付費負担金 の精算に伴い、国庫返還金、県費返還金を計上するほか、介護保険 給付費準備基金積立金を増額する一方、歳入では、前年度決算に伴 い、介護保険給付費準備基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額 するものであります。

以上で説明を終わります。

松林議長 説明が終わりました。
 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。
 質疑は、事項別明細書により行います。
 説明書38ページから44ページになります。

説明書38ページから44ページになります。給与費明細書も含みます。

質疑、ございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第46号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第47号、令和5年度おいらせ町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(松山公士君)

それでは、議案第47号について、ご説明申し上げます。

議案書の49ページから51ページ、別冊の特別会計補正予算に 関する説明書46ページから53ページになります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,146万4,000円 を追加し、2億7,840万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わります。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

松林議長

説明が終わりました。

これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

説明書48ページから53ページになります。給与費明細書も含みます。

質疑、ございませんか。

質疑

14番

(西館芳信君)

47ページの歳出初めのページに、今課長おっしゃった後期高齢者医療広域連合納付金ということで、今回増額になった部分の大半がここに入っております。この後期高齢者医療広域連合の納付金と。私どもは県に対してというか、この連合に対して、それぞれの構成する自治体がいくらいくらというお金を払っているというのは、みんな承知しているところですけれど、この納付金というのは、分担金あるいは負担金とは別ですか。それとも含みますか。

そして、今回この2,049万円というのは、この中には安定化の基金だとかも含まれているということですから、単に集めた保険料などを右から左に出してやるということもあるのかもしれんけれど、各自治体が、構成する自治体の分担金的な要素も含まれたお金が、この納付金であると解釈するのかなと思っていますが、これで正解ですか。どうですか。

松林議長

町民課長。

答弁

町民課長

(松山公士君)

それでは、西館議員の質問にお答えいたします。

まず、この分担金・負担金については、私も分かりかねるのですが、この納付金の内容についてご説明しますと、青森県の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるために、広域連合に対して、被保険者から徴収した保険料等徴収金及び保険料軽減に関わる一般会計からの法定外繰入金を納付するものでございまして、その内訳としましては、共通経費の負担金ですとか基盤安定負担金、保険料の負担金、あとは前年度繰越金の保険料分ということで、そういうのも合わせて広域連合さんに納付して、医療費の支出になっているということでございます。

以上です。

	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	要するに、このお金の中に持続可能な組織を運営していくための事務費だとか、渉外費だとかいろいろなのが入っているのかということで聞いたのですが、収入が保険料だとかそういうのに限られているというのであれば、それも含まれているのかなと感じるわけですけれど、単に医療費だけに使うものではなくて、そういう組織を持続可能なものにするためのいろいろな人件費だとか、そういうのもこの中にある程度含まれているのかなというのが、まず1点、もう一回再質問で明らかにしたいし、この額については、じゃあ初めからそう定まっているのを計算して、パパパッとやって、何らそのまま上に上げていくと。連合に上げていくという性質のお金ではないですよね。これは、例えばそれをちゃんと監視する機関があって、そこでもって妥当かどうかという審査等も行われていると思いますが、行政評価委員会、最終的にはそういうとこまで、もしかすれば行くのかもしれんけれど、そういう審査等が、分担金なんかの性質を持てば当然なされるし、単に、事務的に集まったものをそのまま上げてやるということであれば、そういうのは何も要らないということになると思いますけれど、それについてはいかがでしょうか。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (松山公士君)	それでは、お答えします。 医療費だけではないと認識しております。もちろん、広域連合さんでいろいろな、そこで事務を行う方もいらっしゃいますので、そういった方の分も含めて、各市町村から納付金として納めてもらっていると思っております。 あと、そういった審査をきちんとするかどうかという部分でございますが、もちろん一定の様式のもとに算定して、こちらでこの分ということで報告しておりますので、そういった部分の審査というのは、広域連合さんできちんとやられているものと思っております。 以上です。

松林議長

ほかにございませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第47号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

「なし」の声

松林議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第48号、令和5年度おいらせ町病院事業会 計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長。

当局の説明

病院事務長 (田中貴重君)

それでは、議案第48号について、ご説明申し上げます。

議案書の52ページから53ページになります。また、別冊の補 正予算に関する説明書54ページから58ページになります。

本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に523万3,000 円を追加し、予算の総額を11億2,349万5,000円とする ものです。

その主な内容につきましては、56ページに示すとおり、職員の 給料や手当の調整により、給与費390万2,000円を追加し、 経費では、機器や建物などの修繕費として100万円を追加するも のであります

55ページをご覧ください。

収益的収入では、入院収益381万8,000円を増額し、他会計補助金として新型コロナウイルス感染症臨時交付金125万円を追加するものであります。

説明は以上です。 松林議長 説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 本案については説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書55ページから58ページ、給与費明細書も含みます。議 案書52ページになります。 質疑、ございませんか。 (議員席) **「なし」の声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 松林議長 これから討論を行います。討論ありませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第48号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **「なし」の声** 松林議長 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程終了の告 松林議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。 知 次回日程の報 明日、6日水曜日は午前10時から決算特別委員会を開き、付託 松林議長 告 された議案の審査をお願いいたします。 散会宣告 松林議長 本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さんでございました。 (閉会時刻 午後 3時16分) 事務局長 修礼を行いますので、ご起立願います。 (佐々木拓仁君) 礼。

会議の経過を記載し、その相違な	いことを証するためにこ	こに署名する。
令和 5 年 1		
議長		
署名議員		
署名議員	/幸 <u>上</u>	司川